

重点の全体像		重点事項数	重点番号	該当頁
1	子ども・介護・医療等	22		
	(1) 子育て	11	1番～11番	1～17
	(2) 介護・医療等	10	12番～21番	18～28
	(3) 社会保障分野におけるマイナンバー利用	1	22番	29～31
2	地方創生分野	18		
	(1) 地域交通・まちづくり	8	23番～30番	32～38
	(2) 地域資源の利活用等	10	31番～40番	39～49
3	防災・安全	7	41番～47番	50～54
4	その他（地方公共団体の事務の見直し）	4	48番～51番	55～59

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
1	<p>保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（職員配置基準の見直し） （児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律） 【法律改正等】</p>	<p>長洲町、宇治市 （内閣府、文部科学省、厚生労働省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の職員配置基準について、緊急時などやむを得ない場合に限り、保育士以外の者を保育士の代替とすることを可能とする。 （宇治市） ・ 保育所等の職員配置基準について、児童の実年齢に応じて配置することを可能とする。 （長洲町） 	<p>次頁のとおり</p>	

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等

(1) 子育て

	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
1	<p>(宇治市)</p> <p>保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものであるため、保育の質の確保の観点から、対応困難。</p> <p>保育士等の確保が難しい場合には、保育士・保育所支援センター等において重点的な支援が行われるように協力依頼を行うほか、短時間勤務の保育士等の採用を促すなどの対応をお願いする。</p> <p>(長洲町)</p> <p>保育士の勤務環境及び保育の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。</p> <p>児童の年齢基準日を実年齢に応じる形とする場合、日々必要な保育士数が変動し、施設における雇用管理や公定価格算定の事務が煩雑化する。</p> <p>その結果として保育士の業務負担が増大し、保育士確保が一層困難となるおそれがあるほか、業務負担の増加に伴い、提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。</p> <p>また、公定価格の頻繁な変動により、事業所経営が不安定化するのと同時に、必要な保育士数も変動するため、保育士が年度途中で退職を迫られる恐れがある。</p> <p>「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。</p>	<p>特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限り認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例を適用できる地域条件(例) <ul style="list-style-type: none"> 現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある厚労省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない ・保育の質の代替策(例) <ul style="list-style-type: none"> 園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保 巡回支援指導員から適切な指導を受けられる体制の確保 既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置 <p>特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例：年度当初満2歳児クラス(保育士3名：児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月に3人まで等)のであれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくても良いのではないかと。</p> <p>例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の乗除調整されていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策」により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないこととなった。</p> <p>保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないと指摘されている。</p> <p>また、同様に事業者経営の不安定化するとの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないかと。</p> <p>提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つからない実態や、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
1	<p>保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し(居室面積基準の見直し) (児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【法律改正等】</p>	<p>須坂市、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>保育所等の居室面積基準について、特例的に「標準」として適用できる、現行の地域要件を緩和する。</p>		<p>次頁のとおり</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等

(1) 子育て

関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
<p>国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための「従うべき基準」として全国一律に定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その上で、待機児童の数が深刻な状態であって、土地の価格が非常に高く保育用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とすることを認めているところである。 ・ 従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、単に待機児童が発生する潜在的可能性があることや、地価の安い地方部分や新興住宅地で待機児童が発生しているということをもって本特例の対象とするのは不適切である。 ・ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。 	<p><全般> 本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。 現行の大阪市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないか。 認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、直ちに認めるべきではないか。 特例措置は平成31年度末までとなっており、現場では、特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例を活用しにくい状況となっている。特例措置の時限を、「平成31年度末」から待機児童問題が収束するまでの「当分の間」とすべきではないか。</p> <p><長野県須坂市> 待機児童問題は、都市部における待機児童「数」だけの問題ではなく、市町村自らによる施設整備や人材確保など長期的なコストを伴うものであり、地方部でも深刻な問題である。地方部や小規模市町村の合理的・安定的な財政運営の観点からも、今回の地域要件の緩和を検討すべきである。 地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育の実施主体を探しても見つからないのが現状である。このような状況では、面積基準の緩和に頼らざるを得ないことを理解すべきではないか。 提案団体の保育所では、保育室の隣に幅の広い廊下があり、児童の活動、保育士の監督の面からも問題なく、保育室と一体的に活用できている。このようなスペースを常時活用できるのであれば、保育室の面積にカウントできる旨を通知等で示すことにより、提案団体の支障は解消されるため、このような対応も検討すべきである。</p> <p><大阪府> 現在の要件では、3大都市圏の住宅地の公示価格が3大都市圏の平均を超える必要があるが、東京圏の公示価格が高すぎるため、ほとんど東京圏の市区しか制度を活用できず、待機児童問題を抱える他の自治体では活用できなくなっており、効果が極めて限定的となっている。大阪府内のように活用希望が明らかである市町村が活用できるよう、要件を見直すべきである。 また、市町村の規模によらず待機児童数100人以上の基準とすることは、現下の深刻な状況を踏まえれば、不合理と言わざるを得ず、見直すべきである。 例えば、現行の待機児童要件を「待機児童が発生している地域」、地価要件を約7万円下げること、「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針(平成28年4月7日雇児発0407第2号)」の大阪府内の対象となる大半の市町村で活用できるようになり、待機児童の解消に大きな効果をもたらす。入所を希望する児童・保護者の立場にたって、真摯に検討すべきである。 大都市では小規模保育等の事業者はあるとはいえ、待機児童を解消するためには、全く不足している状況である。また、小規模保育等を実施するにしても保育に適した物件は少なく、設置するにしても3年程度は要する。待機児童は現在も発生しており、早急な対応を求める。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会 からの主な再検討の視点
1	<p>保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（保育所等の児童福祉施設における食事提供方法の緩和） （児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律） 【省令改正】</p>	<p>神奈川県、特別区長会、萩市、徳島県、京都府、和歌山県、鳥取県、大阪府、兵庫県 （内閣府、文部科学省、厚生労働省）</p>	<p>児童発達支援センターにおける食事提供や、保育所・認定こども園等における満3歳未満児への食事提供について、自園調理に限らず外部搬入によることも可能とする等、食事提供の要件を緩和する。[26年及び28年フォローアップ案件含む]</p>	<p>障害児に対する食事提供については、きめ細やかな対応が求められており、給食の外部搬入については、アレルギーへの対応やきざみ、つぶし等の二次調理などに多く課題があることから、現在、構造改革特区において実証事業を実施しながら、全国展開の可否を議論しているところであり、その結論を踏まえて対応を検討する。なお、実証事業においては「アレルギー除去食の取り違い」という命にかかわるような重大な事案も生じている。 [26年対応方針] 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。 ・私立の幼保連携型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。 [28年対応方針] 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設(同省令16条2項)については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>次頁のとおり</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等

(1) 子育て

提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点

< 外部搬入の導入(要件緩和)にあたっての考え方 > (対29年提案、26年フォローアップ(保育所・認定こども園)、28年フォローアップ)

給食の外部搬入を行う際に問題となるのは、外部搬入によって、アレルギー・体調不良時等一人ひとりの特性に合ったきめ細かな食事の提供や食育について、適切に対応できるかどうかである。そういった問題へ適切に対処できる要件を定め、要件を満たす事業者であれば、外部搬入を認めてもよいのではないかと。

< 構造改革特区評価・調査委員会で公表された調査の結果について > (対29年提案、26年フォローアップ(保育所・認定こども園))

保育所における外部搬入について、
・発達段階に応じた対応や、アレルギー児・体調不良児への食事提供に課題があること
・異物混入等の事故率が高いこと

等が調査結果によって示されたが、それと同時に外部搬入を実施している保育所と外部搬入元との間で書面等が取り交わされていなかったり、食事提供に関するマニュアルが整備されていなかったりするなど、外部搬入を実施している保育所と外部搬入事業者との連携が十分に行われていないことも明らかになっている。(対26年フォローアップ(保育所))

外部搬入ゆえに事故率が高かったというより、そもそも外部搬入実施の前提条件が甘かっただけではないか。マニュアルを整備し、保育所と日常的に連絡調整を行う等、適切な対応を行っている外部搬入事業者の実績を踏まえて、食事提供の安全性を確保できる外部搬入方式を検討すべきではないか。(対26年フォローアップ(保育所))

児童発達支援センターにおける外部搬入について、「アレルギー除去食の取り違え」が、調理中や配膳中等、食事提供のどの段階で発生したのかは明らかにされていないが、自園調理であろうと、外部搬入であろうと、食事提供に関する事故についての安全対策は必要であり、事故発生の際の分析や事故対策の検討がないままに、外部搬入そのものに問題があると判断しているのであれば、それは拙速すぎるのではないかと。(対29年提案)

< 構造改革特区の今後の議論スケジュールと全国展開の是非 > (対29年提案、26年フォローアップ(保育所・認定こども園))

保育所については平成16年度から、児童発達支援センターについては平成24年1月から(認定こども園については平成27年から)、構造改革特区の特例措置が認められている等、特例措置が認められてから既に5年以上経過し、実証期間は十分経過しているといえるものもあり、外部搬入の全国展開について検討の余地があるのではないかと。

仮に、全国展開が困難であり、引き続き構造改革特区において特例措置を講ずるといった評価結果となる場合でも、外部搬入を実施する場合の調理方法や搬入方法、食育の方法や保護者の支援方法についてきめ細かく条件を設定し、当該条件を満たす事業者に外部搬入を任せるといった仕組みを構築する必要があるのではないかと。また、次回の評価を行う際には、外部搬入による効果や弊害等が適切に把握できるような実態調査を行う必要があるのではないかと。

< 今後の検討スケジュールについて > (対29年提案、28年フォローアップ)

児童発達支援センターにおける外部搬入については、第1次ヒアリングにおいて前向きな御回答をいただいたが、今後の具体的な検討スケジュールについてお示しいただきたい。(対29年提案)

家庭的保育事業等については、事業規模が小さく、事業者の負担が他の施設種別に比して非常に大きいこと、保育所、認定こども園、児童発達支援センターと異なり、既に外部搬入が認められていることを踏まえ、家庭的保育事業等における外部搬入の搬入施設の拡大については、保育所、認定こども園、児童発達支援センターにおける外部搬入に関する構造改革特区の評価結果に先んじて結論を出すことも含めて検討し、早急に結論を出していただきたい。(対28年フォローアップ)

< 総論 > (対29年提案、26年フォローアップ(保育所・認定こども園))

上記で指摘した事項については、構造改革特区の評価・調査委員会においても議論を進められているが、当該委員会の検討任せにするのではなく、地方分権改革有識者会議に対しても、上記指摘への明確な回答を示し、早急に検討、結論いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
1	<p>保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（一時預かり事業の保育従事者の配置に関する見直し） （児童福祉法） 【省令改正等】</p>	直方市 (厚生労働省)	<p>一時預かり事業に係る人員配置要件について、利用児童数が少ない場合に、保育士に代わって、(1)又は(2)の人員配置で一時預かり事業を実施できるようにする。 ((1)保育士資格を有しないが十分な業務経験を有する者1名(2)子育て支援員研修修了者1名)</p>	<p>一時預かり事業については、「一時預かり事業実施要項」により、1日当たりの平均利用児童数が概ね3人以下の場合、家庭的保育者を保育士とみなすことができることを定めており、提案内容については現行制度下においても、市町村の判断により、実施可能である。</p>	<p>家庭的保育事業者は全国に958件しかなく、そのうち約半数は東京都に所在しているため、地方には家庭的保育事業者がない場合も多く、提案団体には、家庭的保育者がいない実情にある。保育所等との連携体制や利用児童数等の要件を設定することにより、家庭的保育者以外の者が、1人で一時預かり事業を実施できるよう検討すべきではないか。</p> <p>一時預かりを実施する場所が、保育所等の施設である場合、当該施設の保育従事者であって、一定の要件を備えている者であれば、家庭的保育者の資格はなくても、一時預かり事業の実施者として、適当なのではないか。</p> <p>保育と預かりは異なるため、保育補助者が一時預かりをすることは困難とのことだが、現行で、家庭的保育者研修の受講をせず、実務経験により家庭的保育者として認められている者がいる。当該者と比較して、実務経験豊富な保育補助者に不足している資質について、説明すべきではないか。</p> <p>子育て支援員研修の基本研修修了者や専門研修修了者(コースは問わない)について、要件を緩和することができないか検討していただきたい。</p>
2	<p>放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し （児童福祉法） 【法律改正】</p>	<p>岐阜県、本巢市、中津川市、豊川市、半田市、出雲市、長洲町、全国知事会、全国市長会、全国町村会、栃木県、松山市、広島市 (文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>全国的に放課後児童支援員の確保が困難であり、国が定めた基準通りに放課後児童クラブを運営することが困難なことから、その人員資格及び人員配置について、現在「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」等に見直す。【28年フォローアップ案件含む】</p> <p>放課後児童支援員となるための認定資格研修の実施主体に指定都市を追加する。【28年フォローアップ案件】</p>	<p>放課後児童支援員の員数に関する従うべき基準は、子どもの安全性の確保のため、不可欠である。また、研修の実施は、昨今の子どもを巡る課題を把握し、一定のレベルを備えた支援員を養成することで、支援員のさらなる処遇改善につなげ、質を確保するものとして、必要。</p> <p>当該基準を議論する際、地方自治体の担当部局にも十分意見聴取した上で、策定している。</p> <p>平成29年中に結論を得られるよう検討中であり、平成29年5月には都道府県、指定都市に対して放課後児童支援員認定資格研修実施状況調査を行った。</p>	<p>従うべき基準の制定に起因した、放課後児童クラブの人材不足が全国的な強い要請となっていることを真摯に受け止め、従うべき基準の見直しを直ちに検討していただきたい。</p> <p>放課後児童クラブにおける児童1人あたりの面積基準1.65㎡については、クラブ全体の25%で、基準を満たしていないという実態を考慮し、参酌すべき基準とされた経緯がある。放課後児童支援員不足の実態を踏まえ、人員配置基準、人員資格基準についても同様に、実態に配慮した検討があって然るべきである。</p> <p>小学校の複式学級では、複数の異年齢児に対し、教職員1人を配置することとされている。放課後児童クラブについても、同様に、プログラムの工夫等によって、放課後児童支援員1人で質を担保したサービスの提供が可能ではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
3	<p>幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限の都道府県から中核市への移譲 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法) 【法律改正】</p>	<p>大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合、松山市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等に係る事務(法第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条)について、中核市に移譲する。</p>	<p>中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。</p>	<p>文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。</p>
4	<p>子ども・子育て支援新制度に関する見直し(特定教育・保育施設の定員減少時の市町村の関与強化及び定員設定や定員変更等を行う場合の都道府県知事への協議の義務付けの緩和) (子ども・子育て支援法) 【法律改正等】</p>	<p>箕面市、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所や認定こども園等の設置者が定員を減少する際に、市町村長に対して行う「届出」について、「必要に応じて協議」とする。 ・ 保育所や認定こども園等の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「協議」について、「届出」等に緩和する。 	<p>次頁のとおり</p>	

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等

(1) 子育て

	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
4	<p>< 特定教育・保育施設の定員減少時の市町村の関与強化 ></p> <p>子ども・子育て支援法等において、教育・保育施設の利用定員を減少させる際の手続を届出制としたのは、施設における実員が利用定員を継続的に下回る場合や教育・保育に必要な幼稚園教諭・保育士等の確保が困難である場合など、施設にとってやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定しており、協議制とすることは施設側の負担増につながる懸念がある。</p> <p>本件提案に指摘されているような、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度においても、1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行うこととなっているところ、その権限に基づき適切な対応を行っていただくことが可能であると考えている。</p> <p>< 定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議の義務付けの緩和 ></p> <p>教育・保育施設については、広域利用もなされており、子ども・子育て支援法第3条に基づき、都道府県は広域自治体として市町村に対して調整や援助を行うこととなっている。各都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業計画において、一定区域ごとに需要(量の見込み)と供給(確保方策)を設定し、それに基づき、幼保連携型認定こども園などの教育・保育施設の認可・認定を行っていることから、都道府県への協議の必要性はあると考えている。</p> <p>なお、提案において指摘されている地域型保育事業の利用定員の設定・変更について、都道府県への協議が義務付けられていないのは、同事業がそれぞれの地域のニーズにきめ細かに個別に対応する性格のものであり、本来広域的な利用を念頭に置いていないからである。</p>	<p>< 総論 ></p> <p>利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。</p> <p>市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。</p> <p>< 特定教育・保育施設の定員減少時の市町村の関与強化 ></p> <p>1号認定子どもと2号認定子どもの公定価格の差が誘因となって2号定員を1号定員へ切り替えるなど、経営上やむを得ない理由以外で定員減少を行う事例が現状見られる以上、一定の条件(例えば、当該定員減少させる施設の所在市町村において待機児童が発生している場合、当該定員減少により市町村の保育確保義務の履行に支障がある場合等)を設定したうえで、条件に合致する場合には定員減少について「協議」することも可能とする仕組みを許容するべきではないか。</p> <p>そもそも2号認定子どもの定員を1号認定子どもの定員へ切り替えるケースが生じる理由は、公定価格の不合理的な差があるからであり、施設がそのような変更を行う誘因が働かないよう、単価設定を見直すべきではないか。</p> <p>< 定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議の義務付けの緩和 ></p> <p>地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、地方に対する義務付け・枠付けのうち、「協議、同意、許可・認可・承認」について見直し方針が示された。当該勧告内容を踏まえれば、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられている以上、市町村計画に基づいて行われる個別の利用定員の設定・変更についての都道府県への協議は不要ではないか。</p> <p>仮に、個々の利用定員設定・変更についての都道府県への協議の義務付けを存置する理由があるのであれば、第3次勧告の勧告内容を踏まえた説明をお願いしたい。</p> <p>また、実態としても、提案団体からは、都道府県が需給調整や広域調整を行ったケースはないと聞いており、個別の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
4	<p>子ども・子育て支援新制度に関する見直し(支給認定に関する見直し) (子ども・子育て支援法) 【法律改正】</p>	高岡市 (内閣府、文部科学省)	<p>年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達して1号認定される子どもについて、年度当初から支給認定できるようにする。</p>	<p>子ども・子育て支援法に基づく支給認定・施設型給付は、幼稚園・保育所・認定こども園に入園する資格を有することを確認した上で、その利用に係る経費を支給するものであるため、幼稚園・保育所等のいずれの施設にも入園できない「保育を必要としない2歳児」について、支給認定の対象とし、施設型給付を支給することは、制度の立てつけ上困難である。</p> <p>一方で、幼稚園等が、幼児期の教育・保育のセンターとして、保育を必要としない2歳児やその保護者に対する子育て支援活動を行っていくことは大変重要であり、そういった活動に対しては、既に、私学助成(幼稚園の子育て支援活動の推進)や子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業(一般型))により、支援を行っている。</p>	<p>構造改革特区における特例の廃止から10年が経過し、子ども・子育て支援新制度の施行(施設型給付、支給認定、認定こども園など幼保を一元的に取扱う事業の制度化)や幼稚園を取り巻く環境(少子化、就労世帯の増加による地域の幼稚園ニーズの低下)等が変化している中、改めて検討すべきである。</p> <p>「子育て安心プラン」において、幼稚園での保育を必要とする2歳児の受入れを推進するため、一時預かり事業(幼稚園型)により2歳児を定期的に預かる仕組の創設等を行うこととされているが、提案の趣旨を踏まえて、幼児教育を希望する者も受け入れを可能とすべきではないか。</p>
4	<p>子ども・子育て支援新制度に関する見直し(変更認定の時点に関する見直し) (子ども・子育て支援法) 【法律改正】</p>	和歌山県 (内閣府)	<p>3号認定から2号認定への変更認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日に改める。</p>	<p>現行制度下においても、2号認定・3号認定それぞれの有効期間を明示することで、まとめて認定することが可能となっており、これを適用することによって事務負担の軽減は可能である。</p>	<p>2号認定と3号認定の区分が有意でないことは明白であり、早期の区分の廃止を検討すべきである。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
5	<p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施要件緩和 （子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱） 【要綱改正】</p>	高知県 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じ、会員数について50人未満の実施を可能とする。 ・ 子どもの預かりの場所について、援助を行う会員の自宅以外に、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設においても預かりを可能とする。 	<p>当該事業は、会員間の相互援助活動を実施するものであり、援助のニーズとニーズに対応できる体制があることを前提に、交付要綱において、会員数区分ごとに基準額を定めており、その下限を会員数50人～99人としているが、まずは実態を把握してまいりたい。</p> <p>預かり場所は原則援助を行う会員の自宅としているが、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、両会員間で合意がある場合は施設での預かりも可能である。ただし、この場合においても、1対1の預かりの原則は守られるべきものである。</p>	<p>実態調査の結果を踏まえて、地方自治体の実情に応じた運用ができるよう、弾力的な要件を早期に検討していただきたい。また、検討の具体的なスケジュールについても、明らかにしていただきたい。</p> <p>現行の要綱における「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設において子どもの預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文言では、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での預かりを一切禁止していると解釈されるため、早期に要綱を改正していただきたい。</p> <p>活動に慣れない間の自宅での預かりについて、提供会員や依頼会員から不安の声が多く、「自宅での預かりを原則とする」ことについても、見直すべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
6	<p>家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和 (児童福祉法) 【省令改正】</p>	<p>越谷市 (内閣府、厚生労働省)</p>	<p>家庭的保育事業等が確保すべき連携施設の機能のうち、保育事業者等の病気・休暇等の際に当該事家庭的業者に代わって保育を行う「代替保育の提供」について、任意項目とする。</p>	<p>家庭的保育事業等は0歳児から2歳児までの保育を担う事業であり、当該事業における連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。</p> <p>このため、平成31年度までの5年間の間、一定の条件を満たす場合には連携施設の確保をしないことができる経過措置を設けつつ、「代替保育の提供」等の連携協力が確保されていない場合には、地域型保育給付費を減算することとしている。</p> <p>「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることに鑑みると、本件提案は対応が困難である。</p>	<p><連携3項目それぞれについて連携施設の施設・事業種別を設定することについて> 連携施設が行う連携3項目(保育内容の支援、代替保育の提供、卒園児の受け皿)については、それぞれの連携項目を切り分けて考えた上で、それぞれの連携項目について適切に対応できる連携施設の施設・事業の種類を設定することができるのではないかと。 「代替保育の提供」にかかる連携施設として、地域型保育事業所(家庭的保育事業所を除く)を認めることや、一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業の活用により代替保育を提供することを認める等の措置が可能なのではないかと。 「代替保育の提供」が必要となる場面は月数日程度であるという現状を鑑みると、「職員の病気・休暇等の理由で月間数日程度は自宅で保育してもらうことを契約時に明記する」等の方法も許容されるべきではないかと。 上記の対応を検討するに当たっては、公定価格の取り扱いについても併せて御検討いただきたい。</p> <p><今後の検討スケジュールについて> 現在、連携施設の確保の経過措置期間中であることは承知しているが、連携施設の確保が困難である現場の現状を鑑み、本提案については早期に検討いただいたうえで、早期に措置を講じていただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
7	<p>幼稚園を管理できる者の見直し (学校教育法、地方独立行政法人法) 【法律改正】</p>	<p>奈良県 (総務省、文部科学省)</p>	<p>幼稚園に課されている設置者管理の制限を見直し、地方公共団体が設置する公立幼稚園の管理について、既存の私立幼稚園や地方独立行政法人等への業務委託を可能とする。</p>	<p>提案については、公立学校に係る業務のうち、学校施設の警備や清掃等の管理業務について民間事業者への委託が可能である。また、地方公共団体が学校法人と協力して、園地・園舎を譲渡又は貸与や出資を行い、学校を設置することは、既に現行制度で対応が可能である。</p> <p>これらを踏まえ、提案いただいた内容でなければ解消できない具体的な支障事例及び県内市町村からの具体的なニーズの詳細を示されたい。</p> <p>また、学校教育法第5条に規定する設置者管理主義については、児童生徒等の教育を受ける権利に直接にかかわる学校教育の特性に照らし、教育を行う学校は、その設置者が当該学校を適切に管理し、その運営に責任を持つことを定めた学校教育の根本的な原理の1つである。</p> <p>このため、貴県の具体的な事例を踏まえた実証的な研究や有識者等を交えた議論を行い、慎重に検討する必要がある。</p>	<p>提案団体の具体的な支障等(学校法人の設置が困難、公立幼稚園の形態を希望)を踏まえ、義務教育とは異なる幼稚園の設置者管理主義を緩和する際に生じる課題について具体的にお示しいただきたい。</p> <p>国家戦略特区における高等学校等における制度改正の議論を踏まえると、一定の担保措置をとることにより、設置者の責任の下、設置者とは別の者に管理を委託することが可能ではないか。</p> <p>幼稚園は、学校教育法上、公立幼稚園と私立幼稚園とで、行うべき教育内容や人員体制を区分している訳ではなく、沿革からみても、幼稚園は、建学の精神に基づき、多様な設置主体により設置されてきたものである。</p> <p>このような状況を踏まえると、提案への対応により公立幼稚園での実施が阻害される特別な教育内容や公権力の行使等があるとはいえないのではないかと考えます。</p> <p>平成16年の「今後の学校の管理運営の在り方について」の中央教育審議会答申から長期間が経過しており、提案団体の具体的な支障を踏まえ、2次ヒアリングまでに方向性を出していただきたいと考えるが、今後の検討スケジュール及び体制についてお示しいただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
8	児童養護施設における医療的ケアの充実 (平成24年4月5日付 雇児発第0405号第11 号通知) 【通知改正】	兵庫県、滋賀 県、京都府、 和歌山県、鳥 取県、徳島県、 京都市 (厚生労働省)	被虐待児を含む施設 入所児童の医療的ケア を担う看護師の配置基 準について医療的ケア を必要とする児童が15 人以上という措置上の 要件を、現場の実態や 国が児童養護施設等の 小規模化を推進する背 景に沿った基準に変更 する。	ご提案の内容については、『新たな社会的 養育の在り方に関する検討会』における児童 養護施設等の小規模化・地域分散化の推進 に関する議論等を踏まえ、検討していきたい。	「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」における議論 等を踏まえて検討することのだが、医療的ケアの必要性・緊 急性は兵庫県の例からも明らかであり、平成30年中から具体 的な措置を講じられるよう、早期に検討されたい。
9	児童扶養手当に関 係する事務の見直 し (児童扶養手当法) 【法律改正】	奥州市 (厚生労働省)	児童扶養手当受給者 が公的年金を遡及受給 した際に、受給が重複す る期間の児童扶養手当 を返還する手続きにつ いて、公的年金の遡及 支給額から児童扶養手 当の返還額を差し引い た額を支給できるように する。	公的年金制度は、老齢や障害等の保険 事故が発生したことにより、稼得能力を喪失 し、または減退した者が、その後の生活を維 持できるように所得保障を行うことを目的と しているものであり、年金の給付を受ける権 利は、譲り渡すことのできない一身専属のも のであると規定されている。 このような規定が設けられている趣旨は、 受給権者の生活を保障するために年金の 給付を受ける権利を保護するというものであ り、もしこのような規定がない場合には、仮 に他法の規定に基づく処分を実施するため であったとしても、受給権者の生活を維持す るという年金制度における基本的な趣旨が 損なわれるおそれがあると考えられることか ら、年金の給付を受ける権利を譲り渡すこ とは、国民年金法第24条及び厚生年金保険 法第41条第1項の規定により禁止されてい るところである。 このため、受給権者の年金支給額のうち、 児童扶養手当の返還額に相当する額を本 人に支給せずに、児童扶養手当の実施機 関に譲渡することはできない。	今回の提案はあくまでも併給調整を実現する方法に関する ものであること、また、併給調整後に受給する年金額が実質 的に減るわけではなく、生活を営む上で十分な額は支給され ることから、受給権者の生活を維持するという年金制度におけ る基本的な趣旨が損なわれるとは言えないのではないかと。 むしろ、清算を可能とすることにより、返還のための手続等 が解消されるため、受給者の負担軽減にもつながるのではな いか。 提案団体からは、精神障害者の受給者が返還に強いストレ スを感じていること、さらに、併給期間を含めて一度に多額の 遡及年金額が支払われ、かつ、手当担当部局に通知もないこ とから、結果的に、数百万円の返還滞納者が発生し財政負担 になっていることなど切実な支障が寄せられている。また、多く の団体から追加共同提案があったところであり、地方の現場 から強く支障の解決を求められていると考える。 このように、提案団体及び受給者の双方にとって負担となっ ている現状を鑑み、他の貴省所管の給付制度も含め、提案の 趣旨に即した具体的な見直し案について早期に検討されたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
10	<p>認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化 (児童福祉法、子ども・子育て支援法) 【法律改正】</p>	<p>大阪市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>認定こども園(全種別)、地域型保育事業、幼稚園について、市町村が利用料を徴収できる権限を付与する。</p>	<p>利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保育実施・確保義務が課されていることを前提として、その確実な履行を担保するための手段として特別に付与された権限であり、市町村に同様の義務が課されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の性質上困難である。</p> <p>また、仮に徴収権限を幼稚園等に対して拡大した場合には、滞納された幼稚園の利用料について、新たに市町村が対応する必要があるなど、市町村に追加的な事務負担が発生することから、市町村間での十分な合意形成、各市町村における実施体制の整備が不可欠である。</p> <p>なお、提案理由にあるような、行政側の事情により過年度の利用料を遡及して徴収する必要が生じた場合には、市町村が直接保護者に対してその旨を丁寧に説明し、対応することが適切である。</p>	<p>市町村による代行徴収権限が、児童福祉施設(保育所及び幼保連携型認定こども園)に限られていることは、不合理ではないか。児童福祉法第24条第5項及び第6項では、市町村に対し、保育所及び幼保連携型認定こども園における保育の最終的な実施等の義務付けがされているが、同条2項において、市町村は、保育を必要とする児童に対し、幅広く認定こども園や家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じる義務が課されており、あえて区分する必要があるのか。待機児童が解消されていない事態に鑑みれば、最終的に公立施設で保育を行うことを保障する体制が完備されている訳ではなく、現下の待機児童問題が深刻な中では、最終的な保育の受け入れ先が、幼稚園型認定こども園や家庭的保育事業等となることは十分にありうる。市町村の代行徴収権限を、保育所及び幼保連携型認定こども園に限定する必要性がそもそも乏しいのではないか。</p> <p>上記に加え、幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、市町村が利用料の決定や施設型給付の支給を行っており、特に利用料は市町村が決定しているため、施設等に変更の余地がなく、利用料の変更も市町村に帰責している。このような市町村と施設等との関係を踏まえると、市町村が徴収を行うことは合理性を欠かないのではないか。</p> <p>さらに、特定教育・保育の提供が施設と保護者の間の直接契約に基づくものであることを踏まえても、施設及び保護者の同意や、施設から市町村への徴収事務の委託等を前提とすれば、市町村が徴収することは可能ではないか。</p> <p>以上の諸論点をまず整理し、法制面、実務面から提案団体の支障を解消する方策を直ちに検討し、具体的な方針を示されたい。</p> <p>本提案の実現によって、市町村の徴収事務の負担が増加することが想定されるが、一律に市町村へ徴収権限を付与するのではなく、市町村が選択的に制度活用できるよう制度設計することで懸念は解消されるのではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
11	<p>学校給食費の徴収に関する見直し (児童手当における学校給食費の徴収権限の強化) (児童手当法、学校給食法) 【法律改正】</p>	<p>伊丹市 (内閣府、文部科学省)</p>	<p>保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用を拡大する。また、学校給食費等滞納金についても、自治体が強制徴収できるよう包括的な制度の見直しを行う。</p>	<p>月々に徴収する学校給食費及び学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。</p> <p>現在、学校給食費は私債権であり、また、学校給食費の会計処理の扱いについても、児童生徒が食べる給食の対価と言えることや、学校給食実施の実態が各地域により様々であることなどから、公会計とするか、私会計とするかは、自治体の裁量に委ねるところであり、現在、全自治体の半数以上が私会計である(H28文部科学省調査では、1,729自治体のうち983自治体(全体の57%)が私会計である)。</p> <p>ご提案の事項の実現に向けて、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けるには、学校給食費の会計処理を公会計とする必要があるが、一方で、現在、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、提案自治体の中には、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要という意見もあることから、それら私会計の自治体の実情も踏まえつつ、どのような対応が可能か、検討してまいりたい。</p>	<p>まずは学校給食法第11条の改正により、学校給食費における保護者の負担義務を早急に明確化して頂きたい。その上で、公債権としての位置づけの整理(施設利用料か負担金か)、滞納処分規定、学校給食費の免除規定、児童扶養手当からの特別徴収等、学校給食費に付随する諸問題の整理に着手すべきではないか。</p> <p>学校給食費における保護者の負担義務が明確化されれば、学校給食は当然に公会計へと整備されるものであるため、自治体における公会計化が進んでいないことを理由に、公債権化の議論が停滞しないよう、自治体の公会計化に向けた方策も併せて検討すべきである。これらの検討について、今後の具体的なスケジュールを示して頂きたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (1) 子育て

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
11	<p>学校給食費の徴収に関する見直し (学校給食費に係る既存の支援制度の見直し) (学校給食法、学校教育法、要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領) 【通知】</p>	<p>徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合 (文部科学省)</p>	<p>学校給食を安定的に実施するため、経済的に困窮している世帯に実施している各種支援制度による就学援助費のうち学校給食費相当額について、保護者の委任状なしで直接学校等へ交付することを可能とする。</p>	<p>学校給食費の就学援助を現物給付の方法により行うときは、保護者の同意や委任状の提出は不要であることから、ご提案の事項については、現行制度においても、実現可能であり、今後通知等により周知してまいります。</p>	<p>通知の内容及び発出時期を明確に示していただきたい。 なお、発出時期については、年末の閣議決定に間に合うようにしていただきたい。</p>
11	<p>学校給食費の徴収に関する見直し (学校給食費における私人への徴収委託の実現) (学校給食法、地方自治法) 【通知等】</p>	<p>横浜市 (文部科学省、総務省)</p>	<p>住民の利便性の向上のため、学校給食費のコンビニ納付が可能となるよう、地方自治法施行令又は学校給食法に私人への徴収委託を可能とする規定を設ける。</p>	<p>【文部科学省】 学校給食費を公会計としている場合、学校給食の対価として、地方自治法施行令第158条に定められる物品売払代金に当てはまるものと考えられることから、ご提案の事項については、現行制度においても実現可能であり、今後、通知等により周知してまいります。 【総務省】 学校給食法第11条第2項に規定する「学校給食費」とは、「学校給食の対価」である。 一方、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する「物品売払代金」とは、地方自治法第239条第1項に規定する物品、具体的には材料品・生産品、事務用品・事業用品、不用品・再用品、借入品・寄託品を売り払った場合の対価をいうものである。 したがって、公会計化している地方公共団体における学校給食費については、生産品を売り払った場合の対価として、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する物品売払代金に該当するため、現行制度においても、同項の規定により、私人への徴収又は収納の事務の委託が可能であり、今後、通知等により周知を図ることとする。</p>	<p>通知の内容及び発出時期を明確に示していただきたい。 なお、発出時期については、年末の閣議決定に間に合うようにしていただきたい。 (11- の調整状況により、別途対応方法や通知内容をご相談させていただく可能性があります。)</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
12	<p>サテライト型養護老人ホームの設置に係る「従うべき基準」の見直し (老人福祉法) 【省令改正】</p>	<p>滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)</p>	<p>効率的な養護老人ホームの整備を進めるため、サテライト型養護老人ホームを設置する際の本体施設として、介護老人保健施設、病院及び診療所に加えて、養護老人ホームも可能とする。 【28年フォローアップ案件】</p>	<p>【28年対応方針】 サテライト型養護老人ホーム(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭41厚生省令19)12条6項)については、関係団体、地方公共団体等関係者から意見聴取を行いつつ、本体施設となり得る施設として養護老人ホームを追加することについて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>養護老人ホームの施設及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第6項(従うべき基準)を改正して、本体施設となり得る施設として養護老人ホームを追加する方向で検討は進んでいるのか。</p>
13	<p>小規模多機能型居宅介護に係る「従うべき基準」の見直し(従業者の員数の緩和) (介護保険法) 【省令改正】</p>	<p>狛江市 (厚生労働省)</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所の人材の不足を解消するため、日中の時間帯における通いサービスの従業者の員数の基準を緩和する。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護の利用者としては中重度者かつ認知症の方が中心であり、日中通いサービスにおいて、適切なケアをするために必要な人員基準として、認知症対応型共同生活介護を参考に、利用者3人に対して1名の従業者としている。 このため、人員基準の緩和は、サービスの質の低下につながる懸念があるため、適切ではないと考えている。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護は、そもそも様々な状態の要介護者及び要支援者を対象に、かつ通いを中心として多様なサービスを組み合わせたものであり、認知症の方を対象にかつグループホームに限定した認知症対応型共同生活介護とそもそも同一に論じることは適当ではないのではないかと。 また、制度創設時の想定とも実状が異なったものとなっている以上、見直しすべきではないかと。 狛江市が対象として考えている要介護度の如何に関わらず、全体として一定数の小規模多機能型居宅介護の事業所において、職員の不足や、採算性の課題を抱えている状況を踏まえ、小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準を緩和すべきではないかと。 ヒアリングの場において、「中重度者の利用が促されるような仕組みの構築を進めていることから、基準の緩和は難しい。総合事業等の枠組み等の中で工夫すれば、支障が解決できるのではないかと。」との説明があったが、自治体や事業者の過度の負担なく支障事例を解決する具体的な方法を示していただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
13	小規模多機能型居宅介護に係る「従うべき基準」の見直し(代表者の要件の緩和) (介護保険法) 【省令改正等】	鳥取県、中国地方知事会、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県 (厚生労働省)	小規模多機能型居宅介護事業者の新規参入の促進及び円滑な業務の継承を図るため、代表者に係る要件(就任前の研修受講)を緩和する。	御指摘のように代表交代時の手続に支障が出ている事例があることは認識しており、現在、社会保障審議会介護給付費分科会で小規模多機能型居宅介護サービスの人員基準・報酬を議論いただいているところであることから、今回の事例への対応についても、あわせて議論いただきたいと考えている。	小規模多機能型居宅介護の代表者の資格要件となっている研修については、都道府県における研修の開催の状況等を踏まえ、次回の研修を受講する旨の確約書の提出等により、研修を修了することが確実に見込まれる場合は、猶予措置の期間を設ける等、要件を緩和するべきではないか。 社会保障審議会介護給付費分科会に諮るとのことだが、年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。
14	訪問介護のサービス提供責任者の兼務に係る「従うべき基準」の見直し (介護保険法) 【通知】	八王子市、狛江市 (厚生労働省)	「訪問型サービスA(介護予防・日常生活支援総合事業)を行う事業所」の人材不足を解消するため、「指定訪問介護事業所(居宅サービス事業)」又は「従前の介護予防訪問介護に相当するサービス(介護予防・日常生活支援総合事業)を行う事業所」のサービス提供責任者が「訪問型サービスAを行う事業所」に従事することを可能とする。	訪問介護と「訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス。以下「緩和型サービス」という。)」を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能である。 具体的には、総合事業における緩和型サービスのサービス提供責任者の必要数については市町村の判断で、 ・ 現行相当サービスと同様に要介護者数と要支援者数を合算する取扱いにすること ・ 要支援者の利用者数を例えば1/2にした上で要介護者数と合算する取扱いにすること 等が可能である。 なお、本件については、全国介護保険担当課長会議等において、周知したい。	訪問介護事業所又は従前の介護予防訪問介護に相当するサービスを行う事業所(以下「訪問介護事業所等」という。)と訪問型サービスAを行う事業所を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能であり、その旨について周知することであるが、追加共同提案団体も含め、多くの自治体において訪問介護事業所等のサービス提供責任者は、訪問型サービスAの業務に従事することができないと認識していることから、介護の現場では支障が生じている。そのため、迅速かつ確実な周知が望まれることから、年末の閣議決定に間に合うよう、通知の発出及び会議での周知を行っていただきたい。また、通知の作成に当たっては、抽象的な内容ではなく、具体的かつ分かりやすい内容となるようにしていただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
15	<p>介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲 (介護保険法) 【法律改正等】</p>	<p>山口県、中国地方知事会、金沢市、九州地方知事会 (厚生労働省)</p>	<p>指定に係る事業所が一の中核市に所在する介護サービス事業者(地域密着型サービス事業のみを行う者を除く。)の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を都道府県から中核市に移譲する。 地域密着型サービス事業のみを行う者については市町村が実施。</p>	<p>介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。 ・ 地方自治法第252条の17の2第1項 また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。</p>	<p>各省ヒアリングにおいて、各中核市において適切に業務を実施できるのであれば移譲する方向で対応するという旨の説明をいただいたが、今回、中核市から移譲について一定数の賛同意見を得られれば、中核市へ権限を移譲する方向で対応いただけると理解してよいか。</p>
16	<p>介護支援専門員の登録に関する見直し(介護支援専門員の登録消除における都道府県知事の裁量権の付与) (介護保険法) 【法律改正】</p>	<p>宮城県、山形県、広島県 (厚生労働省)</p>	<p>介護支援専門員が専門員証を失効した状態で業務を行った場合における登録消除について、都道府県知事の裁量により消除しないことを可能とする。</p>	<p>介護支援専門員は、利用者の心身の状況を勘案して利用するサービスの内容等を定めたケアプランを作成するが、ケアプランの内容が不適切な場合、利用者の心身の状況に合わないサービスが提供され、その状況が悪化するおそれがある。そのため、現行制度においては、定期的に必要な知識・技術を身につける研修の受講を義務付ける資格の更新制を導入しており、本条は更新研修の設定を担保するもの。 今回の提案は、更新研修の未受講や更新手続きの失念、また、更新研修を受講しない介護支援専門員によるケアプランの作成、利用者へのサービス提供を助長しうるものである。 ご指摘のような事態が生じないよう、更新研修の受講及び更新手続きの案内等の徹底をお願いしたい。</p>	<p>既に地方公共団体においても、更新研修の受講や更新手続きの案内等を定期的実施し、更新の失念等を防止するよう努めているが、完全に防止することは難しい。 そのような状況の中、現行では、更新研修を修了したにもかかわらず、業務多忙等により更新手続きを失念してしまった場合についても、酌量の余地なく登録消除されるが、個別事情を考慮せず、全て悪質な事例と同列に扱うのは適当でないのではないかと。 更新研修の設定を担保するため、例えば、更新研修の修了状況をもって更新の意思の有無を判断し、研修修了後に更新手続きのみ失念していた場合は、一定の猶予期間を設け、その期間中に手続きを行えば専門員証を更新することができるようにするなどの対応は可能ではないかと。 以上のような柔軟な対応が可能となるための法令改正を行なうべきでないかと。原則義務規定としつつ、一部の要件(軽微な過失により更新手続きを懈怠したと認められるとき等)については、消除しないことができる等の規定とすることは可能ではないかと。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
16	<p>介護支援専門員の登録に関する見直し（介護支援専門員の登録消除後の欠格期間の緩和） （介護保険法） 【法律改正】</p>	<p>宮城県、山形県、広島県 （厚生労働省）</p>	<p>介護支援専門員の登録消除後の欠格期間を5年から社会福祉士等と同程度の2年に短縮する。</p>	<p>介護保険制度では、要介護者等に対して、その心身の状況や置かれた環境等に即しつつ、心身の状態や個々の課題（ニーズ）等を十分把握した上でケアプランが作成され、それに基づき適切な介護サービスが提供されるようにするケアマネジメントの仕組みが導入されており、そのケアマネジメント業務において中心的役割を果たす介護支援専門員は、介護保険制度上、極めて重要な役割を担っている。</p> <p>また、介護支援専門員は、要介護者等に身近に接するとともに、介護保険サービスの調整や給付管理、他のサービス事業所の請求事務にも関わっていることから、不正請求等の不正行為を起こさないよう、高い倫理観並びに法令遵守が特に求められる。</p> <p>そのため、介護支援専門員の資格取得にあたっては、社会福祉士や介護福祉士等の法定資格に基づく業務等に通算して5年以上従事することを試験の受験要件としており、また、不正行為等により登録が消除された後の欠格期間を社会福祉士や介護福祉士等の欠格期間より長く設定している。</p> <p>このような仕組みが、介護支援専門員や介護保険制度全体に対する信頼感の維持に寄与しているところであり、今回の提案のように、介護支援専門員の欠格期間を短縮することは、介護支援専門員による不正行為を抑止する効果や介護支援専門員等に対する信頼感の低下につながるものであり、慎重な検討が必要である。</p>	<p>介護支援専門員が介護保険制度上、極めて重要な役割を担っていることは理解できるものの、介護人材が不足している現状において、社会福祉士等、他の資格の欠格期間（2年）に比して5年としているのは、過度に長いのではないかと。</p> <p>例えば、運転免許のように、個別事情によって欠格期間の短縮を行うことができるようにするなどの対応を検討する余地はあるのではないかと。</p> <p>（参考） 「運転免許の効力の停止等の処分量定基準の改正について（平成25年11月13日付警察庁丙運発第40号）」において、運転免許の取り消し等処分を受けた者に、「運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるとき」については、都道府県において、欠格期間の短縮等、処分を軽減することができることとされている。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
17	<p>へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和 (医療法) 【通知】</p>	<p>兵庫県、多可町、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)</p>	<p>無床のへき地診療所において管理者の医師が診療所内に不在の場合であっても、代診医と連絡を取ることができる場合には診療を可能とする。</p>	<p>現行、診療所等の開設許可、管理者変更、管理者の複数管理の許可については、すでに都道府県等に権限が移譲されている。</p> <p>これまで、管理者の常勤性については、「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」(平成5年2月3日付け総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務課長・指導課長連名通知)において、病院の管理者は常勤であることを求めており、また「管理者の常勤しない診療所の開設について」(昭和29年10月19日付け医収第403号厚生省医務局長通知)においても、「医療法第十条に規定する病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であるから、原則として診療時間中当該病院又は診療所に常勤すべきことは当然」としている。</p> <p>医師の常勤については、「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」(平成10年6月26日付け健政発777号・医薬発574号厚生省健康政策・医薬安全局長連名通知)において、常勤医師の定義を定めているが、本通知は医療従事者の標準数の算出に当たっての「常勤」と「非常勤」の定義について定めているに過ぎず、管理者の常勤性について、細かく規定されているものはない。そのため、個別事例の判断については都道府県等の判断によるものとしている。</p> <p>ご提案いただいた「へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和」については、医師の地域間での偏在という課題に対応する上でも重要な論点と認識しており、この論点からは「管理者の複数管理の許可」についても論点となり得ることから、ご指摘の「管理者の常勤要件の緩和」の観点だけでなく「管理者の複数管理の許可」の観点と併せて、一体的に検討していく必要があり、今年度開催する厚生労働省の医師需給分科会において、検討を行う予定である。</p>	<p>医師需給分科会における詳細な検討スケジュールを示していただきたい。</p> <p>年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。</p> <p>都道府県等が常勤性の判断をしてよい旨、通知で周知していただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
18	<p>喀痰吸引等業務に関する登録等事務の都道府県から指定都市への移譲 (社会福祉士及び介護福祉士法) 【法律改正等】</p>	<p>広島市 (厚生労働省)</p>	<p>介護サービス事業所において、喀痰吸引等の業務が適切に行われているかを円滑に確認することができるように、喀痰吸引等業務に関する登録等の事務を都道府県から指定都市に移譲する。</p>	<p>喀痰吸引等に関する事務については、現在、喀痰吸引等を行う特定行為業務従事者の認定(認定証の交付を含む。)、喀痰吸引等を行う事業者の登録や指導監督、喀痰吸引等研修を行う研修機関の登録などの事務を都道府県が一元的に取り扱っているところである。喀痰吸引等業務の適切な推進や事業者の手續の便宜を考慮し、喀痰吸引等に関する事務については都道府県が一元的に取り扱うことが適当と考えており、本提案の実現は困難である。</p>	<p>喀痰吸引等業務の登録に関する事務については、介護サービス事業者の指定、指導・監督等の権限をもつ指定都市が一元的に行うことが、指導の実効性や事務の効率化の観点から合理的であり、また、指定都市(権限の受け手側)が権限の移譲を求めていることから、権限を移譲するべきではないか。</p>
19	<p>介護福祉士試験の受験資格に関する見直し(介護福祉士実務者研修の受講時間の短縮) (社会福祉士及び介護福祉士法) 【省令改正等】</p>	<p>京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市 (厚生労働省)</p>	<p>介護福祉士試験について、実務者研修の受講時間の見直し、福祉系高校未指定校で取得した福祉科目の単位の介護福祉士養成施設で取得が必要な単位への通算を可能とする。</p>	<p>実務者研修については、平成19年に法改正を行い、当初600時間の受講時間を想定していたが、その後現場の事業者や介護職員の実態等を踏まえた検討を行い、450時間とした。さらに、通信課程の活用や他の研修で履修済みの科目の免除を認めるなど、受講時間短縮等による受講者の負担軽減を既に図っている(介護職員初任者研修受講者は320時間に短縮)。こうした経緯を踏まえ、平成26年の法改正により平成28年度からの施行が決められたものであり、現時点で見直しを行うことは困難である。</p> <p>また、本研修は、実務経験では不足する理論的・体系的な知識や技能を学ぶため、3年間の実務経験を前提に受講時間等が設定されているものであるから、実務経験により本研修の読み替えを行うことは困難である。</p>	<p>介護福祉士試験の受験者数が半減した要因を分析し、それらへの対応策とともに、示していただきたい。</p> <p>実務者研修時間450時間は過大であり、今後改めて見直す必要があるのではないか。</p> <p>医療的ケアを実施できる介護福祉士と実施できない介護福祉士が混在している以上、医療的ケアの受講を選択制にしても良いのではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
19	<p>介護福祉士試験の受験資格に関する見直し(介護福祉士国家試験の柔軟化) (社会福祉士及び介護福祉士法) 【省令改正等】</p>	<p>長野県 (文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>介護福祉士試験について、実務者研修の受講時間の見直し、福祉系高校未指定校で取得した福祉科目の単位の介護福祉士養成施設で取得が必要な単位への通算を可能とする。</p>	<p>介護福祉士養成施設(以下「養成施設」という。)の基準としては、原則2年間1850時間の履修、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件などが設けられている。これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したと認めることは、介護福祉士の質の低下を招く恐れがある。</p> <p>また、大学、短期大学又は専修学校等である養成施設では、養成施設ではない他の大学、短期大学又は専修学校等において履修した科目について、教育内容が相当するものと認められる場合には、一部の科目を除き自らの養成施設において履修した科目とみなすことが可能となっている。一方、現行では、原則、高等学校で履修した科目を大学、短期大学又は専修学校等において大学等で履修した科目とみなすことができないこととなっていることから、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に大学等である養成施設で履修した科目とみなすことはできない。</p> <p>以上のことから、提案の実現は困難である。</p>	<p>総履修時間数の不足を理由に福祉系高校の指定を受けていない高校についても、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件を満たす場合には、養成施設における科目の履修に代えることを認めるべきではないか。</p> <p>介護福祉士国家試験の受験資格として、介護福祉士養成施設(2年以上)、福祉系大学等を卒業後の介護福祉士養成施設(1年以上)、福祉系高校(3年間)は同等に認められており、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に養成施設で履修した科目とみなさないことは合理的ではないのではないか。</p> <p>長野県の福祉系学科・コースのある高等学校の教育内容と介護福祉士養成施設の教育内容の実質的同等性の検討状況はどうか。(可能であれば追加共同提案団体についても同様)</p>
20	<p>生活保護制度関連の見直し(審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市への移譲) (生活保護法) 【法律改正】</p>	<p>九州地方知事会 (総務省、厚生労働省)</p>	<p>指定都市の事務処理能力や事務の効率化、処分庁と審査庁が異なることによる受給者の分かりにくさといった観点を踏まえ、生活保護の決定等に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲する。</p>	<p>指定都市及び指定都市と同様に大都市特例が講じられている中核市の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討したい。</p>	<p>○ 今後、指定都市及び中核市の意見及び相互の調整状況を踏まえ検討していくこととなるが、提案団体は、指定都市が都道府県と並列の立場で指導監査を実施しており、審査請求の裁決を行う体制も整備されていると考えていることから、指定都市への権限移譲を求めているところであるため、地方側の調整の結果として、指定都市のみ先行して移譲するという選択肢についても、考慮していただきたい。</p> <p>○ 提案団体は、指定都市が都道府県と並列の立場で指導監査を実施していることを踏まえ、再審査請求先を国とすることを想定していることから、今後の検討に当たっては、その点も考慮していただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
20	<p>生活保護制度関連の見直し（成年後見人による生活保護を可能とするよう規定の見直し） （生活保護法） 【法律改正】</p>	<p>岐阜市 (法務省、厚生労働省)</p>	<p>申請の意思表示ができない等の状況にある成年被後見人であっても広く必要な保護を受けることができるよう、成年後見人による生活保護の申請を可能とする。</p>	<p>生活保護を受給することは単に経済的給付を受給するのみにとどまらず、本人の権利義務関係を生じさせる行為であり、単に財産を管理する行為や財産に関する法律行為とは言い切れないと考えられる。</p> <p>本人に行為能力がなくとも意思能力がある場合については、申請者の状況から書面による申請が困難な場合等には、実施機関が必要事項を聞き取り、書面に記載した上で、その内容を本人に説明し、署名捺印を求めるなどの援助を行っている。</p> <p>また、現行でも要保護者本人の申請書を成年後見人が使者として保護の実施機関に提出することや後見人が急迫状況にある要保護者に関する情報提供を行うことは可能であり、これらに基づき、保護の実施機関の判断で保護を開始することは可能である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 判断能力が欠けている成年被後見人が、資産がない場合など要保護の状態にある場合については、一般的に「急迫した事由のある場合」にあたり、職権保護が可能ということであれば、地方公共団体において判断に迷うことがないよう、改めて職権保護に関する考え方を整理し、通知するようお願いしたい。 ○ 生活保護制度は申請保護の原則に立っていることを踏まえれば、意思表示ができない要保護者であっても、ただちに職権保護を適用するのではなく、できるだけ適切に申請手続きができるよう、成年後見人による代理申請を認めることができないか、検討すべきではないか。 ○ 成年後見人は財産に関する法律行為についての包括的な代理権を有するものであり、調査、罰則の対象など特別の関係が生ずるものであっても、そのことのみをもって代理権の範囲に入る余地がないということではないのではないかと。 <p>その上で、生活保護を受給することは単に財産に関する法律行為とは言い切れないとしても、制度の趣旨・目的からすれば、実質的には経済的給付による生活保障が主であると考えられるため、必ずしも一身専属的な事項には当たらず、成年後見人についても、その権限・職責を踏まえ、扶養義務者や同居の親族の申請を認めていることと同様に、代理申請を可能とできるのではないかと。</p> <p>仮に成年後見人による代理申請を法定することはできないとしても、行政手続法第36条の3の処分等の求めの制度のように、職権保護の端緒とするため成年後見人による「求め」の法定化は可能ではないかと。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
20	生活保護制度関連の見直し(生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整に関する上限額の緩和) (生活保護法) 【通知改正】	郡山市 (厚生労働省)	不正受給の場合の徴収金と保護費の調整について、保護受給者の同意等があれば、その上限額の弾力的運用を可能とする。	ご指摘の裁量については、通知において単身世帯で5,000円程度、複数世帯で1万円程度とされていることから、これらの金額を大きく超えない限りにおいては、現行上も許容されるものであり、この範囲内において保護の実施機関で判断されたい。 生活保護費は、被保護者の最低限の生活の需要を満たし、且つ、これを超えない基準で支給されるものであるため、生活保護法第78条に基づく徴収金を保護費と調整することについては、生活保護法の理念である憲法第25条(生存権)との関係で問題が生じる可能性が極めて高く、そもそも慎重な検討を要するものである。 現行では、こうした観点を踏まえ、被保護者の最低限度の生活が保障される範囲として調整可能な金額の目安として単身世帯で5,000円程度、複数世帯で1万円程度を上限とするよう通知しているところである。この点に関して、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議においても、合理的な運用である旨の意見を頂いている。	1次ヒアで回答されたように、通知で示されている保護金品と調整する金額の上限(単身世帯であれば5000円程度、複数世帯であれば1万円程度)については、生活の維持に支障がない場合の一般的な目安を示したものであり、保護の実施機関が生計状況等について個別に把握した上で、生活の維持に支障がないと判断できる場合には、当該上限にとらわれず柔軟な対応が地方公共団体の判断で可能ということであれば、その旨が明確に伝わるよう、通知の改正などにより対応いただきたい。
20	生活保護制度関連の見直し(生活保護費における返還金取扱事務に係る規制緩和) (生活保護法) 【法律改正】	岐阜市、広島市、指定都市市長会 (厚生労働省)	急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金について、不正受給の場合の徴収金と同様に、あらかじめ保護費と調整すること(【28年フォローアップ案件】)及び破産法における取扱い等管理の在り方(【27年フォローアップ案件】)、を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。	【28年対応方針】 費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	年末までに結論を出す方向で進められている生活保護制度の見直しの検討の中で、地方公共団体の意見を踏まえつつ、引き続き前向きに検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
20	生活保護制度関連の見直し(生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等) (生活保護法) 【法律改正】	千葉市 (厚生労働省)	急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金について、不正受給の場合の徴収金と同様に、あらかじめ保護費と調整すること(【28年フォローアップ案件】)及び破産法における取扱い等管理の在り方(【27年フォローアップ案件】)、を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。	【27年対応方針】 費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき同法施行後5年を目途に行われる生活保護制度の見直しの検討に併せて、破産法における取扱い等管理の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	年末までに結論を出す方向で進められている生活保護制度の見直しの検討の中で、地方公共団体の意見を踏まえつつ、引き続き前向きに検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等 (2) 介護・医療等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
21	<p>無料低額宿泊事業に係る届出制の見直し (社会福祉法) 【法律改正】</p>	<p>指定都市市長会 (厚生労働省)</p>	<p>無料低額宿泊所の設置・運営について、都道府県等が適切に指導・監督できるよう、「届出制」を「許認可制」に見直し、事業者が提供するサービス内容等について法律上の規定を設ける。 (無料低額宿泊事業) 社会福祉法に定める第二種社会福祉事業の一つ。生活困難者のために無料又は低額で施設を利用させるもので、事業を開始した時は都道府県知事等への届出が必要。なお、第一種社会福祉事業は、許認可制。</p>	<p>無料低額宿泊事業を許認可制にすることについては、現に無料低額宿泊施設に起居している者の住まいの確保が困難となるおそれがあり、直ちに許認可制を取ることは困難。</p> <p>しかしながら、無料低額宿泊事業を実施する事業者の中には、いわゆる「貧困ビジネス」といわれるような悪質な事業者があることから、生活保護受給者の生活の質の確保を図るためには、悪質な事業者を規制していく必要がある。</p> <p>このため、無料低額宿泊所の設備・運営基準に関して、法令に基づく最低基準を設け、その基準を満たさない事業者等に対して、行政が改善命令などを行うために必要な法令上の規定の整備を行うことなどを中心として生活保護受給者の居住者支援の在り方全般について、今後の生活保護制度の見直しの議論の中で具体的な検討を進めることとしている。</p> <p>なお、この議論については指定都市市長会も参画して、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議及び社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において議論されているところ。</p>	<p>いわゆる「貧困ビジネス」については、劣悪な環境下でサービスが提供されたり、重大な事故が発生するなど、利用者の生命や健康を脅かす恐れが高い状況にあるので、むしろ許認可制という実効性と迅速性のある規制により、速やかに悪質な事業者を排除し、利用者の保護を図っていくべきではないか。</p> <p>また、直ちに許認可制にすることができない理由として、「現に起居している者の住まい確保が困難になる恐れ」を挙げているが、悪質な事業者を排除していくために規制強化を行うのであれば、いずれにせよ利用者の受皿確保等の措置は必要であり、生活保護法の救護施設や公営住宅への入居、民間アパート等への転居支援等に対応していくべきではないか。</p> <p>過去、届出制から許可制に移行した例も踏まえ、十分な期間を経過措置期間として規定し、既に届出をしている事業者については許可事業者とみなした上で、悪質な行為を事後的に規制しつつ、悪質な事業者の新規参入については事前に規制する制度設計とすれば、関係者の懸念を解消しつつ、実効性のある規制強化が行えるのではないか。</p> <p>生活保護制度に関する国と地方の実務者協議の場等において、引き続き検討を進めるとのことであるが、政令指定都市側からは、許認可制についても要請を行っていると聞いており、特に規制の実効性と迅速性を確保する観点について、地方側の声をより細やかに聞いた上で、検討を進めるべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等

(3) 社会保障分野におけるマイナンバー利用

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
22	<p>社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し(措置入院患者等の費用徴収事務について地方税関係情報を追加) (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【法律改正等】</p>	<p>九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村 (内閣府、総務省、厚生労働省)</p>	<p>社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について、以下の事務に関し、マイナンバー制度による情報連携の項目を追加する。 措置入院患者等の費用徴収事務について地方税関係情報を追加 【28年フォローアップ案件含む】</p>	<p>< 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(28年フォローアップ) > 【28年対応方針】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の23)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25法226)上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について関係府省が連携して検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>< 母子保健法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法 > (関係府省からの第1次回答の概要) 事務の所管省庁において、費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて、利用者の費用負担等への影響や自治体における事務への影響、他制度との整合性等も勘案しながら、関係省庁と協議を行い、検討する必要がある。 地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、通常地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合に限定されている。 提案については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。 関係府省におけるこれらの検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。</p>	<p>< 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(28年フォローアップ) > 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 また、構成員から、費用徴収額の認定事務にはそもそも根拠法律に質問検査権が必要ではないか、また、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形もあり得るのではないかと指摘があった。 厚生労働省においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に措置する質問検査権及び(経済的な負担を求める形を含めた)担保措置の規定案を速やかに作成し、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 総務省においては、厚生労働省の作成する質問検査権及び担保措置の規定案について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 関係府省において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に質問検査権及び担保措置を設けることによる同法に基づく措置入院患者の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等

(3) 社会保障分野におけるマイナンバー利用

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
22	<p>社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し(予防接種事務について身体障害者手帳関係情報等を追加)</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【法律改正等】</p>	豊田市 (内閣府、総務省、厚生労働省)	<p>社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について、以下の事務に関し、マイナンバー制度による情報連携の項目を追加する。</p> <p>予防接種事務について身体障害者手帳関係情報等を追加</p>	<p>予防接種法による予防接種の実施に関する事務において、障害者関係情報との情報連携を可能とすることについては、当該情報との連携により、予防接種の事務に必要な情報が得られるか等、事務処理に与える影響を確認しつつ、他部局、他省庁と連携の上、法改正の必要性等を検討する。</p> <p>予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報との情報連携を可能とすることについては、別の行政分野では当該情報が情報連携の対象となっていることを踏まえ、これらの情報との連携が事務処理に与える影響を確認しつつ、関係部局、関係省庁が連携の上、法改正の必要性等を検討する。</p>	<p>第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。</p> <p>については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。
22	<p>社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し(社会保障等給付事務について療育手帳関係情報等を追加)</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【省令改正】</p>	九州地方知事会、千葉県 (内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省)	<p>社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について、以下の事務に関し、マイナンバー制度による情報連携の項目を追加する。</p> <p>社会保障等給付事務について療育手帳関係情報等を追加[28年フォローアップ案件含む]</p>	次頁のとおり	

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

1 子ども・介護・医療等

(3) 社会保障分野におけるマイナンバー利用

	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
22	<p><療育手帳関係情報(28年フォローアップ)> [28年対応方針] 療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><指定難病申請・小児慢性特定疾病医療費申請において情報連携項目の追加> (関係府省からの第1次回答の概要) 他部局、他省庁との連携の上、その実施の可否について、システム改修のための技術面、予算面、効率性等の観点から検討する。</p>	<p><療育手帳関係情報(28年フォローアップ)> 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、療育手帳関係情報の情報連携にあたって必要とされている独自利用事務条例を整備した地方公共団体について、未だ67団体中10団体と、情報連携が実現されるレベルに至っていないため、条例を整備する地方公共団体が増加するよう、関係府省とも連携して、引き続き取り組んでいくとの趣旨の発言があったところである。 については、厚生労働省において、内閣府(番号制度担当室)と連携しつつ、平成29年度中に7、8割の地方公共団体が条例を整備するよう、引き続き、地方公共団体に対する働きかけを進めていただきたい。その際、地方公共団体の療育手帳を所管する部局のみならず、マイナンバーを所管する部局に対しても働きかけをしていただきたい。 また、内閣府(番号制度担当室)は、地方公共団体における独自利用事務条例の制定が7割程度となり、情報連携が実現されるレベルに至った場合には、マイナンバー法の主務省令を改正し、療育手帳関係情報の情報連携を可能とさせていただきたい。</p> <p><指定難病申請・小児慢性特定疾病医療費申請において情報連携項目の追加> 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害年金関係情報については、現在情報連携の対象となっていない障害年金について、その実施の可否を含めて、システム改修を含めた技術面や予算面、効率性の観点を含め検討を進める、との趣旨の発言があったところである。また、構成員から、年金の種類によって情報連携の取扱いが変わることになれば、患者の方が不合理な扱いを被ることになってしまう、という懸念がある、との趣旨の発言があったところである。 医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 また、並行して、内閣府(番号制度担当室)は厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 障害年金支給関係情報については、厚生労働省及び内閣人事局において、年金の種類にかかわらず情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 また、並行して、内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 仮に、全ての年金について情報連携を可能とすることができない、という場合には、前述の構成員の述べた懸念を解消する方策を検討し、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
23	<p>地域公共交通に係る制度・運用の見直し (道路運送法等) 【通知改正等】</p>	<p>兵庫県、洲本市、鳥取県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、京都市、堺市、新潟市、上越市、岡山県、広島県、山口県、全国知事会、全国市長会、全国町村会、中国地方知事会 (警察庁、国土交通省)</p>	<p>これまでの道路運送法や地域公共交通活性化再生法の改正等により、地方公共団体が主体となって、地域公共交通会議等で協議・合意形成を図ることにより、地域の実情に合った地域公共交通を実現することとされた。こうした取組をより一層推進することが可能となるよう、地域公共交通会議や自家用有償運送等に関して制度・運用の見直しを行う。</p>	<p>コミュニティバスの導入については、既存事業者を含めて、全体として整合性のとれたネットワークを構築することにより適切な地域公共交通の実現を図る観点から、地域の関係者間において、運賃、路線、運行時刻等について十分な議論を行い、協議が調うことが必要である。</p> <p>自動車運送事業者が旅客又は貨物の運送に特化してきた従来のあり方を転換し、輸送の安全を確保する観点から旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の許可をそれぞれ取得した場合には、一定の条件のもとで、過疎地域におけるタクシー車両を用いた貨物運送を行うことを可能とするための措置を講ずることを検討しているところ。</p> <p>平成29年6月末より意見公募を開始しており、9月に許可の申請受付を開始する予定である。提案にあるような措置については、輸送の安全の確保や利用者の利益の保護の観点も踏まえつつ検討する必要があり、その検討にあたっては上記措置の実施状況や関係者の意見を踏まえる必要があるところ。</p> <p>国土交通省からの要望を受け、警察庁より通達を發出し、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議等に当たっては、道路交通の実態にに応じて、「地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画に定められた一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白)及び過疎地有償運送に限る。)に使用される車両について、協議会で認められた一定の停留所」という基準を満たす停留所の標示柱又は掲示板が設けられている位置から10メートル以内の部分について、道路交通法第46条の規定による当該車両に係る駐(停)車可の交通規制の可否を検討するなど、適切に対応するよう、都道府県警察に対して周知済みである。</p> <p>国土交通省においては、上記取扱いについて、「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」に掲載し、ホームページにおいて公開及び周知している。</p>	<p>地域公共交通会議での「合意」について、地方運輸局からは、「地域公共交通会議で合意をとることが法令上必要とされている事項」と「法令上は地域公共交通会議で合意をとる必要はないが、合意をとることが望ましい事項」が混同されて、全て法令上の義務であるかのように指導がされている現状があるため、これらを改めて整理し、地方運輸局での運用を徹底するべきではないか。また、そのことを地方公共団体に対して周知すべきではないか。</p> <p>措置の対象となる「過疎地域」の定義について、通達では「過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域又は同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないもの」としているが、これでは実態として既存の貨物自動車運送事業者だけでは物流サービスの維持・確保が困難となっている地域が対象とならないおそれがある。</p> <p>通達における「過疎地域」に加え、例えば、地域公共交通会議において貨物自動車運送事業者等も含めた合意が得られた地域や特定農山村地域等も対象として認められるようにするなど、地域の実情を踏まえた対応を行えるような仕組みにすべきではないか。</p> <p>警察庁の通達では「地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議等」に当たり適切に対応する旨が記載されているが、地域公共交通会議・運営協議会で協議が調ったものについても、地元の総意として警察としても尊重する旨、地方公共団体地域交通担当部局及び都道府県公安委員会に周知すべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
24	<p>自動車運転代行業に係る指導・監督制度の見直し (自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律) 【通知】</p>	静岡県 (警察庁、国土交通省)	<p>「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、条例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することを可能とする等、自動車運転代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直す。</p>	<p>損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第2項に基づき、自動車運転代行業者に対しその業務に関し報告を求める等を行うことにより、その目的を達することができる。</p> <p>自動車運転代行業は、あらゆる場面において利便性等が確保される必要がある公共交通機関とはその性質や目的等を異にするものであることから、全国的に一律に同内容の基準を定めるべきではないため、現行法において最低利用料金の規定は設けられていないところであるが、条例で料金に関して規制を設けることについてその可否も含めて検討を行う。</p>	<p>損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化については、法第21条第2項に基づき条例で規定できるとのことであるが、このことについて地方公共団体に対し通知等により周知していただきたい。</p> <p>法律上の根拠規定はなくとも条例で最低利用料金等を定めることは可能とのことであるが、このことについて地方公共団体に対し通知等により周知していただきたい。また、提案団体によれば、運輸支局から、料金は法第11条により代行業者が個々に決めるもので、県が条例により最低利用料金等の料金設定を行うことはできない旨の見解が示されたとのことであり、各運輸局、運輸支局にも本件を周知徹底していただきたい。</p> <p>上記周知内容については、代行業者側にも混乱が生じぬよう、周知を図っていただきたい。</p>
25	<p>道路占用許可に係る基準の弾力化 (道路法) 【通知】</p>	広島市 (国土交通省)	<p>道路の占用許可は、道路の敷地外に余地がなくやむを得ない場合に限って行うことができるとされているが、道路管理者が、道路交通に支障がなく、占用させることが適切と認める場合には、無余地性の基準にかかわらず、許可することが可能となるよう、道路占用許可基準を弾力化する。 (例)幅員100m以上ある広島市平和大通り内の緑地帯等にオープンカフェ等を設置するなど</p>	<p>無余地性の基準は、必要以上の道路占用を排除し、もって道路を通行する者の利益を確保しようとするもの。</p> <p>都市の再生に必要なにぎわい創出を重点的に実施すべき区域においては、都市再生に資する占用について、都市再生整備計画に必要な事項を記載すれば、無余地性の基準を適用しない特例を認めており、同計画の策定を省略することはできないが、計画策定にあたり、必ずしも基幹事業等を記載する必要はなく、道路占用の特例のみを記載事項とすることも可能。</p> <p>上記特例のほか、無余地性の基準の適用について、経済的な要素や道路利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮することもできることとしており、これを活用して提案団体の構想を実現することも可能。</p>	<p>都市再生整備計画の策定に際しては、基幹事業がなくとも占用事業のみの計画でも構わないことについて、一層の制度周知を図るため、地方公共団体に対し通知等により周知をお願いしたい。</p> <p>平成28年3月事務連絡にある「無余地性の基準の適用について道路管理者が判断するに当たっては、経済的な要素や利用者等の利便等を含めた諸般の事情を考慮できる」の解釈について、事例集を作成するなど地方公共団体での具体的な適用判断に資する方を講じるべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
26	<p>駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和 (道路法、都市計画法、建築基準法) 【法律改正】</p>	特別区長会 (国土交通省)	駅前広場等において立体道路制度を活用したまちづくりを可能とするため、同制度が活用できる道路として自動車専用道路及び特定高架道路等に限定されている適用要件を緩和する。	<p>本来は開放空間であるべき道路の上空について、一定の地域に限定して建築物の建築等を特例的に認める制度が立体道路制度であり、適正かつ合理的な土地利用を促進する観点から認められている。</p> <p>現行制度では、都市再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る必要がある地区として都市再生特別地区に指定されている地区においては、一般道路をもその適用対象としている。</p> <p>道路法において、地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るために必要があると認められる場合に、道路の区域を立体的に決定することができることとされている。</p> <p>本提案について、立体道路制度を拡充する必要性、その効果等が現時点の提案内容では判断できない。特別区は、都市再生特別地区に基づく立体道路制度の活用が検討可能であり、駅周辺まちづくりの事業推進上の具体的な支障等について示すべき。</p>	<p>都市再生緊急整備地域でなくても、駅周辺等の再開発時等に必要に応じて一般道路で立体道路制度を活用することを可能とするため、適用対象を見直すべきではないか。</p> <p>ヒアリングにおいて、「地方都市でコンパクトシティを進める上で、立体道路制度活用のニーズがあるかどうか、またその際の条件設定について、できるだけ早期の国会への法案提出を目指して議論を進めている」旨の発言があったが、提案団体のように都心部であっても既存制度の活用が難しい地域もあるので、地方都市に限らず都心部も含めて検討を進めるべきではないか。</p> <p>立体道路制度改正の検討に当たっては全国的なニーズの把握が必要とのことであったが、提案団体を含むいくつかの地方公共団体からヒアリングを実施するなど、地域のニーズや実情を踏まえた検討をすべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
27	<p>駐車場出入口設置に係る規制緩和 (駐車場法) 【政令改正】</p>	<p>長崎市、指定都市市長会 (警察庁、国土交通省)</p>	<p>路外駐車場の出入口を設置できないとされている「道路のまがりかどから五メートル以内の部分(28年フォローアップ案件)」、「安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分」について、安全や交通渋滞の防止等の観点から、一定の場合、路外駐車場の出入口を設置できるよう規制を緩和する。</p>	<p>平成28年に閣議決定した対応方針は「まがりかどから5m以内」に限ったものではなく、今回の提案事項である「安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分」及び「路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から10m以内の部分」の出入口の設置規制にも共通するものであると認識している。</p> <p>「まがりかどから5m以内」における路外駐車場の出入口の設置規制の柔軟な対応の検討にあたっては、当該部分に限らず、今年度の提案にあるような部分に関しても路外駐車場の出入口の設置規制について、道路の円滑かつ安全な交通を確保できる場合には柔軟な対応が可能となるよう検討を行う必要があると考えており、今後、道路の円滑かつ安全な交通の確保方策について、具体的に検討を行う予定である。</p> <p>【28年対応方針】 まがりかどから5m以内における路外駐車場の出入口の設置規制については、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>まがりかどや電停付近であっても現場の状況に応じて、路外駐車場出入口の設置が可能となるよう設置規制を緩和すべきではないか。(駐車場法施行令第7条第2項第1号の適用除外項目の拡大等)</p> <p>路外駐車場出入口の設置規制の緩和に当たっては、安全確保のための方策を一律に定めること等とはせず、個々の道路状況等を踏まえた柔軟な対応を行えるような形にしていきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
28	<p>町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止 (都市計画法) 【法律改正】</p>	酒々井町、全国町村会 (国土交通省)	<p>町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意(市は協議)を廃止し、協議のみとする(市と同様の制度とする。) 【26年フォローアップ案件】</p>	<p>【27年対応方針】 町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。</p>	<p>平成28年10月に実施した調査結果はどのようなものだったのか。また、平成29年6月及び8月に実施した調査結果はどのようなものだったのか。 以上の調査結果を受けて、いつごろまでに、どのような検討、分析を行っていくのか。 「協議に当たっての留意事項の定着状況」をどのように評価するつもりか(どのような場合に同意を外すことが可能と考えているのか)。 また、定着状況の評価に当たっては、市町村の自主性がきちんと尊重された運用となっているかという観点での検証を行う必要があるのではないか。 今後、検討期限の平成30年に向けて、改正された運用指針で定められた協議に当たっての留意事項をどのように定着させていくのか。また、上記調査結果を踏まえ、来年の調査に向けて、国土交通省として何か取り組む予定はあるか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
29	<p>給水区域の縮小に係る許可基準の明確化 (水道法) 【省令改正等】</p>	<p>豊田市 (厚生労働省)</p>	<p>水道事業者が給水区域の縮小を行う場合に必要となる厚生労働大臣の許可基準を明確化する。</p>	<p>水道事業者が給水区域を縮小する場合とは、その事業の一部を廃止することであるため、水道法(昭和32年法律第177号)(以下「法」という。)第11条(事業の休止及び廃止)の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、その事業の一部を廃止し給水区域を縮小することが可能である。</p> <p>許可の要件や申請手続について、法令上詳細は規定されておらず、水道事業を休止又は廃止後の当該地域の他の手段による水の獲得見込み等を勘案して総合的に判断することとしている。</p> <p>平成28年11月に厚生科学審議会生活環境水道部会水道事業の維持・向上に関する専門委員会において取りまとめられた報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化に向けて講ずべき施策について」においては、人口減少社会において水道事業者等は、給水体制を適切な規模に見直すことが重要であるとされ、国は給水区域の縮小等制度運用の改善などの具体的な措置を検討すべきとされている。</p> <p>これを受け、厚生労働省として、第193回通常国会に提出した「水道法の一部を改正する法律案」において、法第11条の事業の休止及び廃止の許可に関する具体的な手続を厚生労働省令で定めることを明確化した。</p> <p>今後、法律案の早期審議・成立に向け努力するとともに、同法律案に委任された省令において、水道事業の一部又は全部の休廃止に係る許可基準及び申請手続の明確化を図ることとしたい。</p>	<p>第1次ヒアリングにおいて、構成員から、許可基準の明確化が図られた際、許認可手続の具体化・明文化を求める意見があったのに対し、厚生労働省からは、水道事業の休廃止に係る基準・手続を概観できる解説等を準備するという趣旨の発言があったところである。</p> <p>については、厚生労働省において今後の水道法施行規則の整備と併せ、提案団体の提案趣旨を踏まえ、当該解説等の作成に向けて、引き続き、検討を進めていただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
30	<p>甲種農地の転用等の許可に係る要件の緩和 (農地法、土地収用法) 【通知】</p>	宮城県、広島県 (農林水産省、国土交通省)	<p>甲種農地()に係る転用等の許可について、現行、土地収用法に基づく事業認定の告示が許可の要件とされているが、地権者等から反対がない等により事業認定の告示がされない場合でも、甲種農地の転用等の許可を可能とする。</p> <p>市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地(土地改良事業完了後8年以内)等、特に良好な営農条件を備えている農地</p>	<p>【農林水産省】 特に重要な農地である甲種農地について転用を許可する上では、高い事業の必要性、事業が実施される確実性等が求められることから、事業認定の告示を要件としているところである。一方、土地収用該当事業に当たるといことのみでは、具体の事業の高い必要性や事業実施の確実性が認められないことから、御提案のように当該要件を廃止することは適切ではない。</p> <p>【国土交通省】 土地の権利者の事業に対する賛否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地のうちに起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能である。</p> <p>支障事例に挙げられている事案についても、その用地の一部に起業者の取得していない土地があることから、上記の趣旨を徹底するため、各事業認定庁あてに周知することとする。</p>	<p>土地収用法に係る事業認定要件についての解釈について、地方整備局に対し周知を図るということであるが、周知内容、周知方法及びスケジュールについて具体的にお示しいただきたい。</p> <p>また、併せて、地方公共団体へも同様の内容の周知をお願いしたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
31	<p>所有者不明土地・空家等の適正管理に係る見直し(所有者不明土地) (所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン) 【法律改正等】</p>	<p>中津川市 (内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省)</p>	<p>公共事業による土地の利活用の推進のため、長期間相続登記がなされていないなど所有者を特定することが困難な土地について、地方公共団体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築する等の手続きの簡素化を行う。</p>	<p>所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)において、「公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築」等について、「関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とされているところであり、今後、関連する審議会等における議論を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。</p>	<p>地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討いただきたい。</p>
31	<p>所有者不明土地・空家等の適正管理に係る見直し(空家等) (空家等対策の推進に関する特別措置法) 【法律改正等】</p>	<p>兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市(総務省、法務省、国土交通省)</p>	<p>空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが難しい場合は、地方公共団体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすることで、空家の適正管理を促す。</p>	<p>民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ、各相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指定し、同人に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。</p>	<p>地方公共団体が法定相続人の中から代表人を指定し、その代表人から他の法定相続人に当該地方公共団体からの助言、指導、勧告等を伝達させる(義務づける)仕組みを検討すべきではないか。</p> <p>また、地方公共団体が把握している他の相続人に関する情報等を、代表人に情報提供できる仕組みを構築すべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
32	<p>地方公共団体が独自に整備した住宅の公営住宅への転用を可能とする規制緩和 (公営住宅法、地方自治法) 【法律改正等】</p>	<p>掛川市、袋井市、埼玉県 (総務省、国土交通省)</p>	<p>現在、公営住宅の整備手法は、建設、買取り、借上げに限定されているが、再開発住宅など地方公共団体が公営住宅法に基づかずに独自に整備した住宅についても、公営住宅に転用し、公営住宅法の適用を受けることを可能とする。 それにより、地方公共団体が独自に整備した住宅等についても、公営住宅法に基づく管理代行制度等の活用を可能とする。</p>	<p>本提案は、自治体が独自に整備した住宅等の管理の問題であり、公営住宅法上の問題ではない。</p> <p>公営住宅法における管理代行制度については、公営住宅が、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸することを目的するものであり、その管理に当たっては、中立・公平な立場での適切な判断が求められることから、都道府県、市町村、地方住宅供給公社に主体を限定しているところ。</p> <p>なお、公営住宅法の公営住宅以外の住宅の管理を法人その他の団体に委託するため指定管理者制度を用いる場合にあっても、管理代行制度で公営住宅の管理を委託した地方住宅供給公社等を、指定することは可能である。また、協定書や仕様書についても様式を一本化する等の工夫をすることで、事務処理コストの削減は可能であることから、制度改正を行う必要性に乏しいと考える。</p>	<p>地方公共団体は、地方自治法に基づく指定管理者制度や、条例により独自に定めた管理代行制度により、入居者決定等の行政処分を含め、地方公共団体が独自に整備した住宅(以下「独自整備住宅」という。)の管理事務を外部委託することができると解してよいか。</p> <p>公営住宅法の「公営住宅」に適用される高額所得者に対する明渡請求(法29条)や公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求(法38条)は、借地借家法の特例として定められていることを踏まえても、独自整備住宅について、当該地方公共団体の条例等で同様の制度を定めた場合に、事業主体や指定管理者、その他管理委託を受けた者において実施することができると解してよいか。</p> <p>公営住宅法に規定されている入居者の収入調査等(法第34条、収入状況の報告の請求、他の地方公共団体等からの税務情報の入手等)は、独自整備住宅についても、管理条例等により、外部委託することができると解してよいか。</p> <p>独自整備住宅について、指定管理者制度及び条例により独自に定めた管理代行制度によって、具体的にどこまでの事務範囲を委託できると考えているのか。また、公営住宅について、指定管理者制度により委託可能な事務範囲及び地方住宅供給公社が指定管理者である場合に委託可能な事務範囲に違いが生じるかについても、お示しいただきたい。</p> <p>また、その内容については、地方公共団体等による住宅運営に資するため、地方公共団体等へ周知するべきではないか。</p> <p>公営住宅と同様の利用・管理がなされている独自整備住宅について、事務の委託、高額所得者への明渡請求、入居者の収入調査等が公営住宅と同様に実施することが仮にできないのであれば、独自整備住宅を公営住宅へ転用することを可能とする法律上の措置をとるべきでないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
33	<p>公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和 (公有地の拡大の推進に関する法律) 【政令改正】</p>	<p>指定都市市長会 (国土交通省)</p>	<p>公有地の拡大の推進に関する法律の手續により取得した土地について、利用制限を緩和する。 【28年フォローアップ案件】</p>	<p>【28年対応方針】 先買い土地の用途制限の在り方については、その有効活用に向けて、平成28年度中に地方公共団体等が保有する先買い土地の実態や処分先に関する地方公共団体等の意向等の調査に着手し、その結果を受け、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するという法の趣旨や個々の土地にも着目した最適・創造的な活用を実現すべきとされた国土審議会土地政策分科会企画部会からの提言を踏まえながら、先買い土地が地域のニーズに応じ機動的かつ柔軟に活用され、遊休地の解消に資するよう検討し、平成29年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>昨年の対応方針に基づき、国土交通省は「公拡法に基づく先買い制度により取得した土地の保有状況等に関する調査」を実施し、さらに同調査において、「公拡法9条の用途規制があるため事業地または代替地に供する予定がない」と回答した団体等53団体に対して、追加調査を実施しているとのことだが、その結果はどうか。</p> <p>回答を集計後どういった方法で評価・検証を行い、検討を進めていくのか。</p> <p>計画変更等により利用見込みのなくなった先買い土地が依然多く塩漬けとなっており、法制定時と比べ社会情勢が大きく変化したことにも鑑み、保有から一定年限経過後に地域のニーズに応じ機動的かつ柔軟に活用されるよう、用途制限を緩和すべきではないか。</p> <p>少子高齢化の進展や人口減少等が見込まれる中で、利用がまったく見込まれない長期保有土地の売却が制限されれば、管理にコストがかかる空地のままであるが、売却等によって地域住民のニーズに即した機能を有する施設等の設置に活用すれば地域資源の有効活用になるのではないか。</p> <p>地域再生計画は、活用する土地の面積や形状といった要件等の制限はないが、細切れで散在している土地のひとつひとつについて、総理大臣認定というスキームの地域再生計画を活用するのは、時間も手間もかかり現実的ではない。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
34	<p>P F I 事業により将来の用途廃止が確定している行政財産（土地）に係る売払い制限の緩和 (地方自治法) 【法律改正】</p>	愛知県 (総務省)	<p>行政サービスを提供する施設の建替整備をPFI事業として実施し、施設の集約化等を図るに当たり、建替終了後に余剰地となることが確定している行政財産(土地)について、既存の家屋による行政サービスの提供が継続されている間においても、売払いを可能とする。</p>	<p>将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で当該土地を売り払う内容の契約であって、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できる限り、行政財産として供用している間に契約を締結することは可能である。</p> <p>よって、貴県の提案については、上記に該当する限り、現行法において対応可能である。</p> <p>なお、昭和58年1月13日行政課決定は変更する。</p>	(再検討要請なし)
35	<p>市民農園を開設できる者の要件の緩和 (市民農園整備促進法、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律) 【省令改正】</p>	多可町 (農林水産省、国土交通省)	<p>市民農園の開設主体となることができる者は、現行、個人又は法人に限定されているが、自治会や集落営農組織等の任意団体についても開設主体となることを可能とする。</p>	<p>集落(任意団体)であっても、社団の代表者の名において特定農地貸付法等の規定に基づき農地を借り受け、市民農園の開設をすることは可能である。</p> <p>自治会や町内会等の地縁による団体が市町村長の認可を受けることで法人格を得て権利義務の帰属主体になることができる(地方自治法第260条の2)ので、この仕組みを活用すれば、当該団体の名で農地を借り受け、市民農園を開設することが可能である。</p>	<p>権利能力なき社団名において、その代表者がその構成員を代表して権利を取得(総有)し、市民農園を開設できるように検討を行うべきではないか。</p> <p>権利能力なき社団の代表者が変わった場合について、貸付協定、貸付規程、個々の利用者との使用に関する契約等の効力に影響が及ばないよう、手続を簡素化する等の措置を講ずるべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
36	<p>農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種の拡大 (尿尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて、合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて) 【通知改正】</p>	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合(農林水産省、国土交通省、環境省)	地域資源を活用した6次産業化の推進のため、畜産食料品製造業や酒類製造業等の事業場排水について、その排出量や性状及び特性を踏まえ、農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種として追加する。	<p>平成12年通知の性格は技術的助言であり、制度上は、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等の処理についても自治体判断で実施できることを平成29年度中に通知する。</p> <p>平成30年度中には、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等について、提案団体からの協力を得つつ技術的検討を行い、排水処理が可能であることが明らかとなった場合、通知等により周知する。</p>	(再検討要請なし)

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
37	<p>土壤汚染のおそれがない土地の形質変更などに関し、土地の所有者等から都道府県知事への届出義務を廃止(土壤汚染対策法)【省令改正】</p>	<p>栃木県 (環境省)</p>	<p>通常、人が踏み入らない保安林で行われる治山工事や、他の調査など既存の知見により汚染のないことが明らかになっている土地で行われる工場建設等について、森林の公益的機能の速やかな向上や企業活動の活性化等を図るため、土地の所有者等から都道府県知事への届出を不要とする。</p>	<p>平成28年12月12日付け「今後の土壤汚染対策の在り方について(第一次答申)」(中央環境審議会)において、「法第4条第1項の届出をして第2項の調査命令を受けてから調査に着手するというこれまでの手続の他に、前もって土壤汚染状況調査(地歴調査により汚染のおそれがないことが判明した場合については、試料採取等は不要。)を行い、その結果を届出時に報告する方法も選択できるよう制度に位置付けるべき」と答申されており、法改正を行ったところ。</p> <p>保安林で行われる治山工事など土壤汚染のおそれが低い土地や環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地については、地歴調査で把握を行い、土壤汚染状況調査結果を報告することが可能となり、手続きの迅速化が図られた。</p> <p>なお、同答申において「都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。」と答申されており、引き続き、検討する。</p>	<p>今般の法改正については、調査結果報告に係る手続きを前倒しして、届出後の調査命令に係る事務を省略できる選択肢を用意したものと理解するが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも本提案のような汚染のおそれが考えにくい土地における形質変更について、調査命令が発出される可能性は極めて低いこと ・調査は指定調査機関に行わせる必要があり、一定の期間や新たな費用負担が発生するものであること ・届出後30日間は工事に着手できない点は変わらないこと <p>を踏まえると、事業者が当該手続きを広く利用するとは考え難く、本提案に対応しているものとはいえないのではないかと。</p> <p>このため、中央環境審議会の答申で示されている方向を踏まえつつ、客観的に汚染のおそれがないとわかる土地を届出の対象外とすることについて、本件の提案団体・共同提案団体を始め地方側の意見を広く吸い上げながら、幅広に検討すべきではないかと。</p> <p>1次ヒアリングで回答いただいたとおり、保安林での治山工事については、都市計画区域外の土地などを届出対象外とすることを平成30年中に検討する際に、合わせて積極的に検討いただきたい。</p> <p>既存の知見により汚染のないことが確認できている土地については、確かに任意調査であれば、その結果が妥当かどうか都道府県知事が判断する仕組みが必要である点は理解するが、</p> <p>環境影響評価法や土砂条例など他の制度で定められた調査で汚染のないことが明らかになっている土地近年において一度、法4条届出により汚染のおそれがないと判断している土地などであれば、改めて都道府県知事による判断や指定調査機関による地歴調査を行わずとも、汚染のおそれがないことは客観的に明白であるため、届出の対象外とすることを積極的に検討できるのではないかと。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
38	<p>国定公園の公園計画の変更について、施設の業態変更等軽微な変更の場合に係る事務権限の国から都道府県への移譲等 (自然公園法) 【法律改正】</p>	<p>千葉県 (環境省)</p>	<p>国定公園において、経営危機にある公園計画に位置付けられた施設を再建するに当たり、投資を呼び込むための機動的な対応を可能とするため、同計画には位置付けられていない業態への変更等軽微な計画変更の場合は、都道府県に判断権限を移譲するなど、速やかに計画変更する制度構造とする。</p>	<p>具体的な支障事例として、2社の民間事業者から企画の段階で投資を断念されてしまった点をあげられているが、7/11に実施された提案団体からの集中ヒアリングを踏まえると、提案団体において国定公園に係る公園計画の変更手続に要する時間が要因であるかどうかは定かではなく、また、公園計画の変更に要する時間については、申し出から決定まで半年程度で処理できる体制が既に整えられている。</p> <p>本件については、公園計画の変更以外の対処方法も考えられると想定され、具体的な対応方針については、積極的に国としても提案団体に助言していく。</p>	<p>提案団体は、既存施設の増築又は建替をして、かつ、現在は公園計画に未記載の「公園事業となる施設」(施行令1条に規定する施設)への業態に変更(例:水族館から博物館)する場合、国定公園の公園計画の変更が必要であると認識している。国定公園事業の付帯施設の設置について柔軟な運用を認めていても、現行の制度及び運用上は、変更する業態によっては公園計画の変更が必要となるのではないかと。</p> <p>一次ヒアリングでは、既存施設を公園計画に未記載の業態に変更をする場合でも、位置を変えず、規模も大きく変えないのであれば、県の許可で対応できる旨の発言があったが、利用しやすくするために当該施設を増築又は建替して業態変更する場合は県の許可だけでなく、公園計画の変更が必要になるのではないかと。</p> <p>民間事業者との交渉では、様々な業態への変更を選択肢として検討する必要がある。業態によっては公園計画の変更が必要であり、国の審査が半年程度かかるだけでなく、国の了解獲得の不確定性も交渉のネックとなっている。その結果、企画の段階で民間事業者は投資を断念している。現行の制度及び運用では対応できない明確な支障が生じているのではないかと。</p> <p>国定公園は県が既存施設の再建や観光客誘致のための投資の呼び込みなどに苦慮している実態を踏まえれば、付帯施設の設置について柔軟な対応を認めているのと同様に、既存施設の増築又は建替をして、景観や環境に与える負荷が既存施設と同水準となる場合や、比較的類似の施設へ業態変更する場合(例:水族館から博物館・植物園等、令1条の同号に定められている施設への業態変更など)については、自然環境等への影響が軽微なものとして、公園計画の変更を不要とするなどの柔軟な対応を可能とすべきではないかと。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
39	<p>文化財保護を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律等) 【法律改正】</p>	<p>鳥取県、山口県、徳島県、大分県 (内閣官房、文部科学省)</p>	<p>現在、教育委員会が所管することとなっている文化財保護、博物館等について、観光振興や産業振興を担う首長部局で一体的に実施することで、様々な分野と連動した文化資源の活用等を図ることができるよう、地方公共団体の選択により首長部局へ移管することを可能とする。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律における文化財保護に係る事務の所管については、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で「文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保が求められる。そのほか、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要等がある。」ため、「教育行政部局が担当する必要がある。」と整理している。</p> <p>これに加え、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」においては、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」としており、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げている。</p> <p>また、実態としては、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっているところ。なお、支障として円滑な連携が図られない恐れが提案にあげられているが、所管がどこにあったとしても文化財部局と他の部局との緊密な連携は重要であり、必ずしも首長部局に所管がないことのみ起因するものではないと考える。</p> <p>なお、文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。</p> <p>文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することになる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることになる。</p>	<p>昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護した上で積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなどと一体的に実施することが効果的であると考え。この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することを可能とすべきではないか。</p> <p>「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等により担保可能ではないか。</p> <p>「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘であるが、実態は、「政策の意思決定までに時間がかかる」、「責任の所在が不明」等の問題も指摘されていることから、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。</p> <p>年末の閣議決定に向け、一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会等における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。</p> <p>また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していくのかお示しいただきたい。</p> <p>移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
39	博物館等を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律等) 【法律改正】	北海道、群馬県、九州地方知事会 (文部科学省)	現在、教育委員会が所管することとなっている文化財保護、博物館等について、観光振興や産業振興を担う首長部局で一体的に実施することで、様々な分野と連動した文化資源の活用等を図ることができるよう、地方公共団体の選択により首長部局へ移管することを可能とする。 【26年フォローアップ案件含む】		次頁のとおり

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
39	<p>博物館を含む社会教育行政の所管については、平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の進行方策について」及び平成25年12月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」の双方において、政治的中立性の確保や学校教育との連携の要請等から、教育行政部局が担うべきとの結論が出されており、その考え方は現在においても変わりはない。</p> <p>なお、現在でも、地方自治法180条の7の規定に基づく事務委任・補助執行により、柔軟な運用が可能となっているが、平成27年に文部科学省が実施した事務委任・補助執行の調査によると、その実施率は低い状況にある。</p> <p>博物館に関する事務について事務委任又は補助執行を行っている自治体59/1777自治体(約3.3%)(事務委任 13/1777、補助執行 46/1777)</p> <p>こうした中、現在、社会教育機関の「施設の管理及び整備」については、構造改革特区における特例措置により首長部局に権限移譲ができることとなっており、現在、その全国展開の可能性について検討を行っているが、平成29年3月の構造改革特区本部評価・調査委員会教育部会においては、全国展開が可能となりうる条件として、以下の内容が合意されている状況にある。</p> <p>社会・経済的効果(施設利用者数の増加等)が見られること 要件・手続き上の課題(教育活動における支障、安全管理上の課題等)を克服できていること 関係機関間・学校・地域における合意形成等の問題が生じていないことが確認されること</p> <p>その上で、教育の政治的中立性が確実に担保されるとともに、学校等施設の管理及び整備について、教育委員会が担うよりも、効率的かつ効果的に行われることが客観的に明らかになること</p> <p>さらに、御提案において、「行政資源の最大活用やスピード感ある施策展開には、首長が最終決定できる体制が必要」とあるが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整等を行う場として、地方公共団体の長は総合教育会議を設けることとされており、首長のリーダーシップを発揮できるようになっている。</p> <p>以上のように、本件については、中教審答申において、教育行政部局が担うべきとの結論が出されており、また、関連して現在実施可能な措置についても整理すべき様々な論点もあることから、直ちに、教育委員会から所管を移すことは困難である。</p> <p>なお、今後、「人づくり革命」や「一億総活躍社会の実現」などの政府全体の重要な政策課題により積極的に取り組むため、文部科学省としても、教育政策全体の在り方について総合的な検討を行うこととしており、その一環として、博物館行政も含む社会教育政策に係る諸課題についても扱うこととなる。その中で、本件についても、事務委任・補助執行等の状況や特区における評価等の状況も踏まえつつ、具体的な対応策について検討してまいりたい。</p> <p>あわせて、総合教育会議制度の創設の趣旨も踏まえつつ、同会議において博物館も含めた社会教育に関しても議題として取り上げられるよう、取組を推進してまいりたい。</p>	<p>昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護した上で積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなどと一体的に実施することが効果的であると考えられることから、地方公共団体の選択により、博物館等の所管を教育委員会から首長部局に移管することを可能とすべきではないか。</p> <p>過去の中央教育審議会答申における、「政治的中立性の確保や学校教育との連携の要請等から、教育行政部局が担うべきとの結論。」との指摘について、首長部局へ移管するための条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うことや、社会教育委員、博物館協議会等の活用等により、担保可能とすべきではないか。</p> <p>事務委任・補助執行の実施自治体数が全体の3.3%に留まっていることは、一部の権限が教育委員会に留保されるなど同制度が自治体にとって不十分な面もあるということを示しており、自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点から、首長部局への移管を可能とするという選択肢も用意すべきではないか。</p> <p>また、「総合教育会議の活用により首長のリーダーシップを発揮できる。」との指摘について、総合教育会議において大綱を示すことはできても、細部まで情報共有ができず、施策を実施する上で教育委員会に決定権が残るため、個別具体的な施策展開や執行面において、首長の下でのスピード感ある意思決定が困難なのではないか。</p> <p>遠野市における構造改革特区の内容は施設の整備・管理に関するものであり、今回の提案とは趣旨が異なるのではないかと。さらに、文化資源の観光振興への活用を強化するという政府全体の目標を踏まえ、2020年までに体制整備を行うためには、特区の評価を待たずに議論を進めるべきではないか。</p> <p>年末の閣議決定に向け、早急に検討を進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュール及び体制についてお示しいただきたい。</p> <p>また、検討に当たって、どのように提案団体や地方の意見を反映させるのかお示しいただきたい。</p> <p>移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、博物館法、社会教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を検討されるということが。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
40	奨学金を活用した 大学生等の地方定 着促進制度の見直 し (地方創生枠の要件 等に関する手引) 【手引改正】	香川県 (文部科学省)	日本学生支援機構の無 利子奨学金を活用して大 学生等の地方定着等を 促進するための「地方創 生に係る特別枠(地方創 生枠)」の推薦について、 「在学採用」に加え、「予 約採用」も対象とすること を可能とする。	平成29年度予算では無利子奨学金について、残存 適格者(予約採用においては貸与基準を満たしなが らも予算上の制約により、貸与の対象とはなっていな い者)が解消された。そのため、前年度の同内容の 提案に基づき、関係機関と調整の上、地方創生に係 る特別枠(地方創生枠)の予約採用の適用に向け、 最終的な調整を行っている状況。	予約採用の適用に向けた最終的な調整の進捗状 況をご報告いただきたい。また、年末の閣議決定に 間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3 防災・安全

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
41	大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とするよう見直し (災害対策基本法) 【法律改正】	九州地方知事会 (内閣府、総務省)	大規模災害時において、被災地方公共団体から応援を求められた都道府県が区域内市区町村に応援を求め、都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とする。	提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等を踏まえ、検討する。	第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、今夏には内閣法制局を含めた関係府省と調整した上で必要な検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 今後、内閣府(防災担当)において、災害対策基本法の改正等に向けて内閣法制局を含めた関係府省と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。
42	災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とするよう見直し (災害弔慰金の支給等に関する法律) 【法律改正】	岩泉町 (内閣府)	市町村が災害により被害を受けた世帯に対して貸し付ける災害援護資金の貸付利率(法律上年3%と明記)を市町村が条例で引き下げることが可能とする。	災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。 また、災害援護資金の貸付利率については、同法第10条第4項「災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。」とされているところであり、利息については、市町村の運営事務費等に見合うものとして、市町村の収入となるものである。 しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げ等の検討を進める。	第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)からは、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げに向けた検討を進めていく趣旨の発言があったところである。 今後、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に向けて、内閣法制局と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3 防災・安全

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
43	<p>罹災証明制度の見直し (災害対策基本法) 【通知改正】</p>	<p>由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村 (内閣府、金融庁、財務省)</p>	<p>罹災証明に係る被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化を可能とすること等の見直しを行う。</p>	<p>「災害に係る住家被害認定基準運用指針」による調査・判定方法については、これまでも被害の実態等を踏まえ見直しを行ってきており、今後、熊本地震における実態等を踏まえ、各種調査の迅速性に大きな影響を与えないように留意しつつ、可能な項目について連携することや、写真判定の導入等の簡易な手法の活用等について、今後、関係省庁と連携しつつ、見直しの検討を行う予定。</p> <p>多額の公金の支給要件となるため詳細な調査が必要となる罹災証明と、民民の契約に基づき迅速な保険金支払いを目的とする地震保険には、自ずから特性の違いがある。このため、官民の調査基準の統一や査定結果の相互利用を行うことは、被災地における地震保険の保険金支払業務において、以下のような混乱や負担増を発生させ、保険金支払いの遅延など、被災地における保険金支払業務の劣化が避けられないほか、被災地以外の保険金支払いにも悪影響を及ぼしかねず、被災者(保険契約者)の理解が得られず、実現困難と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険の損害認定基準を大きく変更することにより、地震保険関係者に定着している実務手順等が見直しとなり、蓄積したノウハウも活用できなくなることから、査定実務に混乱が生じ保険金支払いの遅延をきたす。 ・査定結果の相互利用を行うことにより、調査結果の責任の所在が不明確となり、認定結果に対する不満や混乱の結果、地震保険の保険金支払いや、罹災証明に基づく公的支援の遅延につながるものが危惧され、被災者の理解が得られない。さらに、保険契約者から、民間の損害保険会社が説明責任を負うことのできない税減免や各種交付金を端緒とする苦情や問い合わせが生じることとなり、こうした苦情等への対応や再立会の増加などにより、損害保険会社に追加的な負担が発生する。 ・調査実施の連携についても、被災者を地震保険契約者とそれ以外に区別し、損害の調査を保険会社と自治体で分担することは、被災者間で損害認定の制度や結果の乖離に関する疑問や不信感を惹起する可能性があり、被災者の理解が得られない。 <p>また、損害認定基準の見直しや査定結果の相互利用に伴い、全ての損害保険会社において、システム・マニュアル・教育体制等のインフラの再構築が必要となり、そのコストを賄うため保険料引上げが生じることで、地震保険の普及促進を阻害するおそれがある。</p>	<p>第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化については見直しの検討を進めるとの趣旨の発言があったところであるが、内閣府(防災担当)において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。</p> <p>内閣府(防災担当)において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができることを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。</p> <p>第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府(防災担当)が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないとの趣旨の発言があったところである。内閣府(防災担当)においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参画を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3 防災・安全

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
44	<p>地方公共団体等が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外 (旅行業法) 【通知】</p>	<p>兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、京都市 (国土交通省)</p>	<p>実費相当の参加費を徴収して、地方公共団体及び社会福祉協議会が実施する災害ボランティアツアーについては、旅行業法の適用除外とする。</p>	<p>ボランティアツアーの円滑な実施のため、地方自治体や社会福祉協議会が関与する場合で一定の要件を満たすケースについては旅行業の登録なく実施が可能である旨の通知を平成29年7月に都道府県宛てに発出し、対応済。</p>	<p>(再検討の視点なし)</p>
45	<p>河川管理施設の維持又は操作等の委託を受けることができる者の要件の見直し (河川法) 【政令改正等】</p>	<p>宮城県 (国土交通省)</p>	<p>河川管理者が河川管理施設の維持・管理等を委託する場合、現在は、操作を伴う河川管理施設の管理等の委託先は関係地方公共団体に限定されているが、民間企業や地元自治会への委託も可能とする。</p>	<p>河川の水門、排水機等の操作は、上流の降雨状況や下流の水位など流域の状況を把握した上で、本川支川の逆流防止を図るために内外水位差を確認しながら操作のタイミングを判断する必要があるなど、流域に大きな影響を及ぼすため、河川管理者により適正に操作が行わなければならない、また河川管理者が終局的な責任を負わなければならない。 河川法第99条及び同法施行令第54条において、「水門、排水機等の操作を伴う施設」のうち、当該施設の操作の及ぼす影響が委託しようとする地方公共団体の区域に限られるものについては、例外的に当該地方公共団体にのみ操作を委託する事が出来ることを認めている。この場合は、当然委託を受けた地方公共団体が責任を負うことになる。 一方、河川管理者の責任の下、民間企業等に操作にかかる作業をさせる方法としては、個人を施設操作員として委嘱を行うものや、契約により民間企業が操作の補助を行う業務を実施するものがある。これらは、河川法で禁止しているものではない。したがって、本提案及び追加提案の求めるような課題についても、現行制度の中で対応可能と考える。</p>	<p>第1次回答にあるとおり、民間企業等に操作にかかる作業をさせる方法があることや、それらは河川法で禁止しているものではないこと等について、地方公共団体に対し通知等により周知をするべきではないか。 河川管理施設の操作補助の方法について、現在は河川管理者の指示により操作させるとのことだが、河川や施設の状況等に応じ補助者の一定の判断の下に操作することを可能とするなど、確実な施設の運用体制を確保する意味や、災害対応を万全とする観点からより柔軟な方法を検討すべきではないか。 「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(平成29年1月 社会資本整備審議会答申)にある、地方公共団体以外への委託の拡大について、検討の状況、スケジュールは如何。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3 防災・安全

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
46	<p>新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法等の見直し (道路法) 【省令改正】</p>	<p>徳島県、豊田市 (国土交通省)</p>	<p>橋梁等の点検については、近接目視により5年に1回の頻度で実施することを基本とされているが、効率的かつ安全性の高い橋梁点検を可能とするため、小型無人機等の新技術を活用した点検手法を導入し、地方の実情に沿った頻度で点検できるよう点検手法等を多様化・弾力化する。</p>	<p>橋梁の点検は、平成25年道路法改正、平成26年省令改正に基づき、必要な知識及び技能を有する者が、近接目視により、5年に1回の頻度で行うことを基本としている。</p> <p>健全性に応じた点検頻度の考え方については、平成30年度までの一巡に向け取り組んでいる定期点検の結果を踏まえ、老朽化の進行度合い等に関する技術的知見を蓄積しているところであり、今後検討を行っていく。</p> <p>新技術の導入について、点検業務の効率化等を目的に、平成26年度よりロボット等を用いた橋梁・トンネル維持管理技術について、民間から技術を公募の上、現場検証を実施しているが、現時点では近接目視の代替が可能と評価できる技術は現れていないと認識。引き続き、新技術の開発動向等を踏まえ、現場への導入について検討を行っていく。</p>	<p>次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会検証結果のうち、13件が検証を推奨する技術として評価を受けたとあるが、これらの技術により具体的にどのように地方公共団体の点検業務の負担軽減につながるのか。</p> <p>自治体に点検の責任を押し付けるだけではなく、早急に点検の進捗状況及び自治体における現場の実務実態を把握し、点検業務が過重な負担となっている地方公共団体については、技術面、体制面、財政面にわたり、十分な援助措置をとるべきではないか。</p> <p>現行技術の導入や既存手法との併用等により、点検の効率化を図ることが可能な部分を検討し、来年度からでも随時点検手法を柔軟化して、地方公共団体の負担軽減を図るべきではないか。</p> <p>健全性に応じた点検頻度の緩和等の地方の実情を踏まえた柔軟な対応が行えるよう、これまでの橋梁点検において蓄積した知見を前広に総括、検証し、2巡目の点検サイクルを開始する前の来年度中に運用の見直しを行うべきではないか。その際は、地方公共団体の意見を十分に聴くべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

3 防災・安全

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
47	<p>国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し (航空法) 【通知等】</p>	<p>忍野村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 (国土交通省)</p>	<p>ドローン等無人航空機の飛行方法に係る大臣承認に関して、飛行空域となる当該市町村に対し、当該承認に関する情報を共有するとともに、承認を受けた無人航空機の飛行であっても、観光客等に著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行を確認した場合には、当該市町村が現場で飛行方法の注意や中止を求めることを可能とする。</p>	<p>航空局ホームページにおいて、飛行経路や飛行日時等の承認に関する情報を公表しており、飛行経路に含まれる市町村はこれを参照することで同承認を受けた無人航空機の飛行についての情報を得ることができる。</p> <p>一方で、一定期間内に反復して飛行を行う場合や異なる複数の場所で飛行を行う場合には、期間や経路について包括的な許可承認も行っており、これらの情報をもって、個々の飛行を把握することは困難であるため、より詳細な飛行経路や飛行日時等の無人航空機の飛行情報を、飛行前に視覚的に関係者間で共有できるシステムについて、平成30年度中の導入に向けて検討中である。</p> <p>国土交通大臣の承認は、無人航空機の飛行が航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことが認められる場合に行うものであり、御指摘の「観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行」が認められる場合には、承認の取消し等の措置を講ずることになる。このため、このような飛行の事実を把握された場合には、航空局に情報提供いただきたい。</p> <p>なお、市町村が管理する公園等において条例等に基づき無人航空機の飛行を制限することや、「観光客や観光資産に対して著しく影響を及ぼすことが明白である悪質な飛行」が認められる場合に、行政指導により飛行方法に関する注意を行うことや飛行の中止を求めることは、航空法との関係において妨げられるものではない。</p>	<p>無人航空機の飛行方法等について地方公共団体が条例等で規制することが可能であるならば、地方公共団体に対し、その旨()を通知した上で、条例において規定することができる範囲やその事例等を示すべきではないか。</p> <p>()下記のような事項について、周知することが必要。</p> <p>国土交通大臣が飛行を承認している場合であっても、人身や物件の安全確保のために、条例で独自に規制(飛行禁止区域を設定或いは事前届出とする等)を行うことは可能である旨。</p> <p>地方公共団体が管理権を持っている区域、持っていない区域にかかわらず、条例で独自に規制を行うことは可能である旨。</p> <p>イベント等のための一定期間に限ったものでなくとも、恒常的に条例で独自に規制を行うことは可能である旨。</p> <p>無人航空機の飛行情報を関係者間で共有できるシステムについては、共有システムのユーザーである地方公共団体の希望に適ったものになっていることが重要であり、地方公共団体の意見を聴いた上でシステムを構築する必要があるのではないかと、平成30年度中にシステムを構築することのだが、来年度の予算要求の状況はどうか。</p> <p>共有システムが、必ずしも地方公共団体の希望に適うようなものでない場合は、飛行区域となっている地方公共団体に対し、個別に詳しい情報(現場で判断できるような、詳細な飛行日時、経路や、機体の色、形、写真等)を提供すること等により、補完をする必要があるのではないかと。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4 その他（地方公共団体の事務の見直し）

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
48	<p>原体を製造・輸入する毒物劇物製造業・輸入業登録等事務の国から都道府県への移譲 (毒物劇物取締法) 【法律改正】</p>	<p>栃木県、九州 地方知事会 (厚生労働省)</p>	<p>毒物及び劇物の原体の製造業及び輸入業に係る登録等の事務を国から都道府県に移譲する。 製剤の製造（小分け含む。）又は原体の小分けのみを行う製造業及び製剤の輸入業に係る登録等の事務は都道府県が実施</p>	<p>毒劇物のうち特にリスクの高い原体(100%の純度のもので毒性・劇性が非常に強い)は、広域的に流通するものもあり、事故及び甚大な災害が発生した場合、広域的な影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、国では係る事態に対応するため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時等における対応及び事務取扱の状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有しながら当該情報の把握を可能とする組織体制の構築等の整備が行われれば、事務権限の移譲が可能であると考えられるため、まずは都道府県における実態の把握を行うことにより事務権限の移譲について検討したい。</p> <p>なお、本提案を行った自治体が主張する提案理由は、地方厚生局において審査期間が長期(1か月以上)に及ぶこと、地方厚生局へ進達後の地方厚生局から当該進達案件について都道府県に対する協議がないこと、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者から、早急な登録の要請があることの3点である。</p> <p>に関しては、事務処理期間が長期(1か月以上)に及ぶ事例について自治体に確認を行ったが、自治体から具体的な事例の提示はなされていない。当該事務の標準事務処理期間は60日と規定されているが、書類に不備等なければこの期間より短期間で(平成28年度実績では平均処理日数は3.8日)処理されている。地方厚生局において1か月以上時間を要する場合は、書類の不備等必要な手続きを行っているためであって、事務処理に時間を要している訳ではないと考える。に関しては、事務権限を移譲したとしても、登録基準は同一であることから、書類の不備の是正等に要する期間が短縮するとは考えにくく、結果として、事務権限の移譲による効果(事務処理期間の短縮)は得られないものと考えられる。</p> <p>に関しては、事業者より事務手続きを急ぐよう要望いただいているという事例を、当方では把握しておらず、具体的に御教授いただきたい。</p>	<p>大都市部の都道府県へのヒアリング実施時期をはじめ、今後の検討スケジュールを示していただきたい。</p> <p>年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4 その他（地方公共団体の事務の見直し）

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
49	<p>都道府県経由事務 の見直し（競輪に 係る開催届） （自転車競技法） 【法律改正】</p>	<p>富山県 （経済産業省）</p>	<p>国に対して行う競輪に 係る開催届について、地 方公共団体の事務負担 軽減のため、都道府県 経由の義務付けを廃止 する。</p>	<p>本件については、具体的な支障事例を踏まえて検 討していきたいと考えている一方、競輪場の設置や 移転については、あらかじめ関係都道府県知事の意 見を聴いたうえで許可している実状も踏まえると、一 部の団体からの要望のみではなく、全国知事会・全 国市長会・全国町村会等からの意見も考慮したうえ で慎重に対応させていただきたい。</p>	<p>関係する地方公共団体の意向確認を速やかに行 い、年末の対応方針の閣議決定までに結論を出せる よう、引き続き検討いただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4 その他（地方公共団体の事務の見直し）

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
49	<p>都道府県経由事務の見直し（建設業許可申請等） （建設業法） 【法律改正】</p>	<p>神奈川県 （国土交通省）</p>	<p>国に対して行う建設業許可申請等について、事業者の利便性向上や、地方公共団体の事務負担軽減のため、都道府県経由の義務付けを廃止する。</p>	<p>申請書類については、不備があった場合の書類の手戻りを防ぎ、審査を効率化する観点から、郵送ではなく対面での提出を求めている場合が多く、ブロックごとに設置されている地方整備局ではなく都道府県を窓口とすることで、申請者の負担の軽減が図られる。都道府県の経由事務を廃止した場合、地方整備局近辺に所在する者を除く大半の申請者にとって負担が増大することから、「住民の利便性の向上」とは逆行する。このような都道府県の経由事務は、建設業のみならず様々な行政分野においても同様に規定されている。</p> <p>都道府県知事は自らが許可を与えた建設業者のみならず、当該都道府県において営業を行う国土交通大臣の許可を受けた建設業者についても、指示処分又は営業停止処分を行うことができることとなり、申請書類の提出が都道府県経由であることで、都道府県知事は当該申請書類の写し等をもとに処分対象となる建設業者について必要な情報を速やかに把握することができ、処分を迅速に行うことができる。</p> <p>経由事務を廃止しても、都道府県の事務を地方整備局が行うだけで、標準処理期間30日はなくなる。</p> <p>電子申請への変更や申請書類等の簡素化も含めた建設業の許可申請等のあり方について総合的に検討しているところ。</p>	<p>都道府県における申請書の形式審査より地方整備局における申請書類と確認書類を突合しながら行う内容審査の方が、補正難度が高く、かつ重要と考えられ、形式審査のみのために都道府県を窓口とすることで社会的なコストも増すのであれば、経由事務を廃止して直接地方整備局に提出することとすべきではないか。</p> <p>経由事務を廃止すると各地方整備局から遠い申請者にとって不利益になるとのことだが、現在も地方整備局への確認書類の提出は直接郵送によるところが多く、申請書の提出も同様に直接郵送とすることは可能ではないか。その方が、提出先が一本化され、申請者の利便に資するのではないか。</p> <p>電子申請化の実現まで都道府県経由事務を現状のままとすべきではなく、また、電子申請化が実現しても紙ベースでの申請も残るのならば、現時点で都道府県経由事務の在り方を見直すべきではないか。</p> <p>電子申請化に向けた予算要求の状況及びスケジュールは如何。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4 その他（地方公共団体の事務の見直し）

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
49	<p>都道府県経由事務の見直し（不動産鑑定士試験の受験申込） （不動産の鑑定評価に関する法律） 【法律改正】</p>	<p>埼玉県、愛知県、九州地方知事会 （国土交通省）</p>	<p>国に対して行う不動産鑑定士試験の受験申込について、受験者の利便性向上や、地方公共団体の事務負担軽減のため、都道府県経由の義務付けを廃止する。 【28年フォローアップ案件】</p>	<p>【28年対応方針】 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>（再検討要請なし）</p>
50	<p>教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律） 【法律改正等】</p>	<p>塩尻市 （文部科学省）</p>	<p>教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分について、行政不服審査法による審査請求の審査庁を明確にする。</p>	<p>行政不服審査法第4条は、処分庁等に上級行政庁がない場合、当該処分庁等に対して審査請求を行う旨規定している。同法上、上級行政庁とは「当該行政事務に関し、処分庁を直接指揮監督する権限を有する行政庁」とされ（「行政不服審査法解説改訂版」田中真次他著、日本評論社）、新教育委員会制度においては、教育委員会による教育長の指揮監督権は法定されておらず、教育委員会は教育長の上級行政庁に該当しない。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条に基づき教育委員会から教育長に委任された事務に係る審査請求は、教育長に対し行われるものであることは現行法の解釈上明らかである。 また、本提案の趣旨は、教育委員会が教育長に委任した事務に係る行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にすることにあり、法改正でなければ達成できない特段の事由はなく、今後、現行法の上記解釈について、各教育委員会等に周知を図ることを検討したい。</p>	<p>審理員の審理だけでは客観性が担保されないため、地方公共団体の長は行政不服審査会等への諮問を義務付けられている。委員会が審査庁となる場合は、優れた識見を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているため例外的に諮問は義務付けないこととされているが、教育長が審査庁となる場合は行政不服審査法の趣旨に反して諮問が不要となってしまう不適當ではないか。 教育委員会が委任した事務か否かによって審査庁が異なることは保護者にとってわかりづらく、理解が得られにくいのではないかと。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、委員の側からの教育委員会会議の招集の請求や教育長に委任した事務の執行状況に関する報告の規定は、委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から設けられたものであり（平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知）、その観点から見ると行政不服審査においても教育委員会が教育長をチェックすることは必要ではないかと。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

4 その他（地方公共団体の事務の見直し）

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要等	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
51	<p>通知カードの住所変更に係る追記事務の見直し （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律） 【通知改正】</p>	<p>豊田市 (内閣府、総務省)</p>	<p>通知カードの住所変更に係る追記事務の負担軽減について、制度の運用実態や市町村の意向に係る調査を行った上で、国民の利便性にも十分配慮しつつ、その結果を踏まえて見直しを行う。 【28年フォローアップ案件】</p>	<p>【28年対応方針】 通知カードの住所変更追記に関する市町村の事務負担の軽減の在り方については、制度の運用実態や市町村の意向に係る調査を行った上で、番号提供時における国民の利便性にも十分配慮しつつ、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>引き続き、関係府省が連携し、地方公共団体の窓口の事務負担の軽減につながる取組を進めていただきたい。</p>